さいたま市告示一覧(や和4年3月1日から 同月15日まで

【目次】	
第346号	選挙権を有する者の100分の1の数
	【総務局総務部行政透明推進課】
第347号	市が実施する一般競争入札
	【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】
第348号	競争入札の参加資格に関する臨時審査の結果の概要
	【財政局契約管理部契約課】
第349号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第350号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第351号	市が実施する一般競争入札
	【緑区役所区民生活部総務課】
第352号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止
#	【建設局北部建設事務所建築指導課】
第353号	指定納付受託者の指定 【財政局税務部収納対策課】
等 0 F 4 P	
第354号	居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
第355号	第1号事業者の指定
<i>5</i> 10005	【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
第356号	開発行為に関する工事の完了
3,000	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第357号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第358号	公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請
	【経済局商工観光部経済政策課】
第359号	農用地利用集積計画を定めた件
	【経済局農業政策部農業政策課】
第360号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第361号	個人情報取扱事務に係る届出
	【総務局総務部行政透明推進課】
第362号	市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更の認可
	【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
第363号	放置自転車等の撤去及び保管
	【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】

第364号	産業廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画書の提出及び縦覧の場所等 【環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課】
第365号	産業廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画書の提出及び縦覧の場所等 【環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課】
第366号	市が実施する一般競争入札 【財政局契約管理部契約課】
第367号	開発行為に関する工事の完了 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第368号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 【建設局北部建設事務所建築指導課】
第369号	開発行為に関する工事の完了 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第370号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 【建設局南部建設事務所建築指導課】
第371号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 【建設局南部建設事務所建築指導課】
第372号	開発行為に関する工事の完了 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第373号	開発行為に関する工事の完了 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第374号	国民健康保険の被保険者証等の無効 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
第375号	市の徴収金に関する書類の公示送達 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
第376号	仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書公示送達 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
第377号	指定自立支援医療機関(精神通院)の新規の指定 【保健福祉局福祉部障害支援課】
第378号	指定自立支援医療機関(精神通院)の変更の届出 【保健福祉局福祉部障害支援課】
第379号	指定自立支援医療機関(精神通院)の更新の届出 【保健福祉局福祉部障害支援課】
第380号	指定自立支援医療機関(精神通院)の辞退の届出 【保健福祉局福祉部障害支援課】
第381号	身体障害者福祉法第15条に規定する医師の辞退の届出 【保健福祉局福祉部障害支援課】
第382号	指定自立支援医療機関(育成・更生)の辞退の届出 【保健福祉局福祉部障害支援課】
第383号	指定自立支援医療機関(育成・更生)の変更の届出 【保健福祉局福祉部障害支援課】
第384号	開発行為に関する工事の完了 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】

第385号	動物の収容	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第386号	市が実施する一般競争入札	【緑区役所区民生活部総務課】
第387号	市の徴収金に関する書類の公示送達	
第388号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局健康科学研究センター保健科学課】
第389号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局管理部教育財務課】
第390号	放置自転車等の撤去及び保管	計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
第391号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第392号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市·公園管理事務所開発指導課】
第393号	動物の収容	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第394号	建築基準法第42条第1項第5号の	
第395号	市の徴収金に関する書類の公示送達	
第396号	屋外広告物の保管	【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】
第397号	市道路線の認定	【建設局土木部土木総務課】
第398号	市道路線の廃止	【建設局土木部土木総務課】
第399号	道路の区域の決定	【建設局土木部土木総務課】
第400号	道路の区域の変更	【建設局土木部土木総務課】
第401号	歩行者専用道路の指定	【建設局土木部土木総務課】
第402号	道路の供用の開始	【建設局土木部土木総務課】
第403号	道路の供用の廃止	【建設局土木部土木総務課】
第404号	電線共同溝を整備すべき道路の指定	<u> </u>
第405号	さいたま市産業立地促進補助金交付	

さいたま市告示一覧(令和4年3月1日から同月15日まで)

第406号	さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱の一部を改正する告示 【経済局商工観光部経済政策課】
第407号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第408号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第409号	都市計画事業の事業計画の変更の認可
	【建設局土木部道路計画課】
第410号	都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの縦覧
	【建設局土木部道路計画課】
第411号	都市計画事業の事業計画の変更の認可
	【建設局土木部道路計画課】
第412号	都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの縦覧
	【建設局土木部道路計画課】
第413号	都市計画事業の事業計画の変更の認可
-	【都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所】
第414号	都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの縦覧
213 3	【都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所】
第415号	都市計画事業の事業計画の変更の認可
7 , 1 1 0 1	【都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所】
第416号	都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの縦覧
31 T I O 7	【都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所】
第417号	さいたま都市計画公園事業の事業計画の変更認可に係る関係図書の写しの縦覧
<i>**</i> 1 / 7	【都市局都市計画部都市公園課】
第418号	大規模小売店舗の変更の届出
知410万	ス
	【胜仍则上骶儿即间未纵央际】

さいたま市告示第346号

さいたま市議会資産等公開審査会条例(平成15年さいたま市条例第44号)第3条第1項の規定 に基づく審査の申出をするのに必要な者の数について、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 さいたま市議会資産等公開審査会条例第3条第1項に規定する選挙権を有する者の100分の1 の数

11,037人

- 2 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課情報提供係
 - (2) 電話 048(829)1117

さいたま市告示第347号

さいたま市立病院ナビゲーションシステム保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基 づき公告する。

令和4年3月1日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市立病院ナビゲーションシステム保守業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)に業務「保守点検」の受注希望業務「医療機器保守点検」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律(昭和35年法律第145号)第40条の2第1項に基づく医療機器修理業許可証を交付 されており、当該保守の修理区分の認定を受けている者
 - イ 当該医療機器のメーカーとの間に代理店契約を締結している者

- (7) 平成31年4月1日以降に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。
- 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課担当 調達係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月15日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月17日(木)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切 り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当す る金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

アー日時

令和4年3月24日(木)午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、 入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

7 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年 さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

- 8 開札の日時及び場所
 - (1) 日時

令和4年3月24日(木)入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

6(2)イに同じ

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲 内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課電話 0 4 8 (8 7 3) 4 2 7 4 FAX 0 4 8 (8 7 3) 5 4 5 1

12 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定 に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。 なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

13 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された 場合において令和4年4月1日に確定させる。

14 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第348号

さいたま市水道局告示第31号

令和3・4年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果について、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

競争入札参加有資格者数(令和4年3月1日名簿新規登載分)

	市内	県内	県外	合計
建設工事	1 2	1 7	3 0	5 9
設計・調査・測量	3	2	1 3	1 8
土木施設維持管理	2	4	1	7
物品納入等	1 2	9	6 2	8 3
業務委託	1 4	1 1	9 8	1 2 3
合計	4 3	4 3	2 0 4	2 9 0

※主たる営業所の所在地による

さいたま市告示第349号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月1日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市桜区大字大久保領家字川原672番7、678番15
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名羽生市南二丁目9-5合同会社フレラボ 代表社員 小池 良子
- 3 許可番号令和3年9月7日第 開-S2021032号
- 4 検査済証番号 令和4年2月28日 第 完 - S 2 0 2 1 0 3 2 号

さいたま市告示第350号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月1日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市西区大字高木字根貝戸123番97
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号 株式会社 東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋
- 3 許可番号 令和4年2月1日 第開-N2021155号
- 4 検査済証番号 令和4年2月28日 第完-N2021155号

さいたま市告示第351号

さいたま市緑区役所設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。令和4年3月1日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市緑区役所設備管理業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区中尾975-1 緑区役所

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)の業務「建物管理等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者。
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている物でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。
- (5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている物でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。
- (6) 過去2年間において、現在の緑区役所と同種同規模の契約を締結し、履行した実績を有するものであること。
- 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。ただし、仕様に関する事項は、入札後に返却すること。

(1) 交付場所

ア さいたま市緑区中尾 975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課担当 防災・総務係 電話 048(712)1123

イ さいたま市ホームページからダウンロード

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p084811.html

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月8日(火)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書第7項に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月8日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒336-8587 さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日

令和4年3月15日(火)午前9時から午後4時まで。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札日時及び場所

ア 日時

令和4年3月22日(火)10時

イ 場所

さいたま市緑区中尾975-1 緑区役所2階2B会議室

(4) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課電話 048(712)1123 FAX 048(712)1270

(7) 業務を担当する課

さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課 電話 048(712)1123 FAX 048(712)1270

- 8 契約手続等
 - (1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定 に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

- 9 その他
 - (1) 契約条項等は、さいたま市緑区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。 https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html
 - (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第352号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則(平成13年規則第215号)第13条の2第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 道路廃止の概要 次の表のとおり

	道路の	位置の地番		+E 🕁 🗆	北	福島()	7元 巨 (,)
区名	大字・町名	字・丁目	地番	指定日	指定番号	幅員(m)	延長(m)
見沼区	風渡野	往還上東	702番1	昭和 42 年 9 月 20 日	第 222 号	4.00	12. 61
見沼区	風渡野	新川西	159番5 159番11 160番1 161番2 161番3	昭和 47 年 2 月 24 日	第 29 号	4. 00	49. 51
見沼区	風渡野	新川西	159番 20 159番 21	昭和 50 年 2月 13日	第 107 号	4.00	15. 47
見沼区	風渡野	新川西	159番 26	昭和 51 年 6 月 9 日	第 26 号	4.00	19. 10
見沼区	風渡野	往還上東	689番2 692番2 692番3 692番4 691番3 691番4	昭和 52 年 3 月 23 日	第 169 号	4.00	64. 30
見沼区	風渡野	新川西 往還下東	163番2 165番2 222番4	昭和 55 年 9 月 25 日	第 80 号	4. 20 ~ 6. 00	60.79

さいたま市告示第353号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和4年3月1日

- 1 指定納付受託者
- (1) 名 称 株式会社エフレジ
- (2) 事務所の所在地 大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA
- 2 指定をした日令和4年3月1日
- 3 連絡先
- (1) 担当 さいたま市役所財政局税務部収納対策課収納管理係
- (2) 電話 048(829)1167

さいたま市告示第354号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第53条 第1項本文及び第54条の2第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、第78条第1項 第1号、第78条の11第1項第1号、第115条の10第1項第1号及び第115条の20第1項 第1号の規定により告示する。

令和4年3月1日

- 1 指定した施設・事業所
 - (1) TASKAL 訪問介護サービス
 - ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目38番地8
 - イ 事業種別 訪問介護
 - ウ 申請者 TASKAL株式会社
 - エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目38番地8
 - 才 代表者 代表取締役 島村 秀
 - カ 指定番号 1176519625
 - キ 指定年月日 令和4年3月1日
 - (2) 訪問介護本舗 浦和
 - ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区領家1丁目6番15号 ホーマット北浦和301号室
 - イ 事業種別 訪問介護
 - ウ 申請者 合同会社Allure
 - エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区領家1丁目6番15号 ホーマット北浦和301号室
 - 才 代表者 代表社員 服部 稜也
 - カ 指定番号 1176519633
 - キ 指定年月日 令和4年3月1日
 - (3) ほっと・ケアライフ土呂デイサービス
 - ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区土呂町2丁目50番地1
 - イ 事業種別 通所介護
 - ウ 申請者 白馬メディケアサービス株式会社
 - 工 申請者住所 埼玉県久喜市間鎌 470-1
 - 才 代表者 代表取締役 佐藤 亨
 - カ 指定番号 1176519641
 - キ 指定年月日 令和4年3月1日
 - (4) 介護付有料老人ホーム 夢眠おおみやきた
 - ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目214番地3
 - イ 事業種別 特定施設入居者生活介護
 - ウ 申請者 株式会社夢眠ホーム
 - エ 申請者住所 岐阜県可児市塩河 960 番地の1
 - 才 代表者 代表取締役 佐藤 信輔
 - カ 指定番号 1176519658

- キ 指定年月日 令和4年3月1日
- (5) 介護付有料老人ホーム 夢眠おおみやきた
 - ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目214番地3
 - イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護
 - ウ 申請者 株式会社夢眠ホーム
 - エ 申請者住所 岐阜県可児市塩河 960 番地の1
 - 才 代表者 代表取締役 佐藤 信輔
 - カ 指定番号 1176519658
 - キ 指定年月日 令和4年3月1日
- (6) グループホーム たのしい家東浦和
 - ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区大字大牧 2127 番地 1
 - イ 事業種別 認知症対応型共同生活介護
 - ウ 申請者 株式会社ケア21
 - 工 申請者住所 大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号
 - 才 代表者 代表取締役 依田 雅
 - カ 指定番号 1196501314
 - キ 指定年月日 令和4年3月1日
- (7) グループホーム たのしい家東浦和
 - ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区大字大牧 2127 番地 1
 - イ 事業種別 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - ウ 申請者 株式会社ケア21
 - 工 申請者住所 大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号
 - 才 代表者 代表取締役 依田 雅
 - カ 指定番号 1196501314
 - キ 指定年月日 令和4年3月1日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第355号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和4年3月1日

- 1 指定した施設・事業所
 - (1) TASKAL 訪問介護サービス
 - ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目38番地8
 - イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
 - ウ 申請者 TASKAL株式会社
 - エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目38番地8
 - 才 代表者 代表取締役 島村 秀
 - カ 指定番号 1176519625
 - キ 指定年月日 令和4年3月1日
 - (2) TASKAL 訪問介護サービス
 - ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目38番地8
 - イ 事業種別 家事支援型訪問サービス
 - ウ 申請者 TASKAL株式会社
 - エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目38番地8
 - 才 代表者 代表取締役 島村 秀
 - カ 指定番号 1176519625
 - キ 指定年月日 令和4年3月1日
 - (3) 訪問介護本舗 浦和
 - ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区領家1丁目6番15号 ホーマット北浦和301号室
 - イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
 - ウ 申請者 合同会社Allure
 - エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区領家1丁目6番15号 ホーマット北浦和301号室
 - 才 代表者 代表社員 服部 稜也
 - カ 指定番号 1176519633
 - キ 指定年月日 令和4年3月1日
 - (4) 訪問介護本舗 浦和
 - ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区領家1丁目6番15号 ホーマット北浦和301号室
 - イ 事業種別 家事支援型訪問サービス
 - ウ 申請者 合同会社Allure
 - エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区領家1丁目6番15号 ホーマット北浦和301号室
 - 才 代表者 代表社員 服部 稜也
 - カ 指定番号 1176519633
 - キ 指定年月日 令和4年3月1日
 - (5) ほっと・ケアライフ土呂デイサービス

さいたま市告示一覧(令和4年3月1日から同月15日まで)

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区土呂町2丁目50番地1

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 申請者 白馬メディケアサービス株式会社

工 申請者住所 埼玉県久喜市間鎌 470-1

才 代表者 代表取締役 佐藤 亨

カ 指定番号 1176519641

キ 指定年月日 令和4年3月1日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048 (829) 1265

さいたま市告示第356号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月2日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市大宮区天沼町一丁目504番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名さいたま市大宮区天沼町一丁目505番地2社会福祉法人 みずほ育伸会理事長 松島 弘幸
- 3 許可番号 令和3年6月8日 第開-N2021017号
- 4 検査済証番号 令和4年3月1日 第完-N2021017号

さいたま市告示第357号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月2日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市岩槻区大字横根字中組1252番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

(省略)

(省略)

3 許可番号

令和3年6月21日 第開-N2021021号

4 検査済証番号

令和4年3月1日

第完-N2021021号

さいたま市告示第358号

令和4年度さいたま市SDGs企業活動促進事業支援業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請する。

令和4年3月2日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 企画提案書の招請に付する事項
 - (1) 件名

令和4年度さいたま市SDGs企業活動促進事業支援業務

(2) 履行場所 さいたま市内外

(3) 業務概要

SDGs (持続可能な開発目標) に取り組む市内企業の成長支援を目的に、本市が実施する「さいたま市SDGs企業認証制度」に基づく認証事務及びさいたま市SDGs認証企業に対する支援のほか、市内企業に対するSDGsに係る取組の普及促進、新たな施策の企画・提案等を行うもの。

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月末日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は17,606,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本招請日において、「令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)」に登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいた ま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ウ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく共同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。
- (3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がな

い者であること。

(5) 市内に本社、支店、営業所等の活動拠点を有すること。活動拠点を有しない場合は、拠点活動

区域又は優先活動区域を、市内又は埼玉県内とする専任担当者を配置できること。

- 3 企画提案に係る実施要項等の交付
 - (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p087010.html

(2) 交付期間

本招請日から令和4年3月28日(月)午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

企画提案実施要項のとおり

(2) 提出期間

持参又は郵送 (郵送の場合は必着)

(3) 提出方法

本招請日から令和4年3月14日(月)午後4時まで(持参の場合は休日を除く午前9時から 正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(4) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階 さいたま市経済局商工観光部経済政策課支援係

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり 質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和4年3月15日(火)午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は企画提案実施要項による。 メールアドレス keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階 さいたま市経済局商工観光部経済政策課支援係

電話 048 (829) 1362

(3) 質問に対する回答予定日 令和4年3月23日(水)までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p087010.html

- 6 企画提案書の提出
 - (1) 提出書類

企画提案実施要項のとおり

(2) 提出方法

持参又は郵送 (郵送の場合は必着)

(3) 提出期間

令和4年3月29日(火)から令和4年3月31日(木)午後4時まで(持参の場合は休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(4) 提出場所

4(4)に同じ

(5) 企画提案書の無効

以下に該当する企画提案書は、無効とする。

- ア 2に定める要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書
- イ 虚偽の記載をした企画提案書
- ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書
- エ 1(5)に示す額を上回る額を積算内訳書に記載した者が提出した企画提案書
- 7 事業者決定の方法

事業者の決定に当たっては、令和4年度さいたま市SDGs企業活動促進事業支援業務受託事業者選定委員会において、企画提案書及び関連書類をもとに審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、企画提案実施要項を参照すること。

- 8 その他
 - (1) 最優秀提案者特定の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
 - (2) この企画提案書の提出等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
 - (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
 - (4) 詳細は、企画提案実施要項による。
- 9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部経済政策課支援係

電 話 048 (829) 1362

FAX 048 (829) 1944

E-mail keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第359号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により別紙のとおり(別紙省略)公告します。

令和4年3月2日

さいたま市告示第360号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月3日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字小溝字内耕地

189番1、同番3、同番4、同番5、同番6、同番7、同番8、同番9、同番10、同番11、同番12、同番13、同番14、同番15、同番16、同番17

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市岩槻区小溝1147番地

株式会社サングリーン 代表取締役 渡辺 操

3 許可番号

令和3年11月24日 第開-N2021124号

4 検査済証番号

令和4年3月2日

第完-N2021124号

さいたま市告示第361号

さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号)第6条第5項及びさいたま市 個人情報保護条例施行規則(平成13年さいたま市規則第19号)第3条に基づき、個人情報取扱事 務に係る届出について次のとおり告示する。

令和4年3月3日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 個人情報取扱事務開始届出書
 - 別紙のとおり 6件
- 2 個人情報取扱事務変更届出書

別紙のとおり 4件

- 3 連絡先
- (1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係
- (2) 電話 048 (829) 1118

個人情報取扱事務一覧(令和4年1月1日~令和4年2月28日受付分)

整理 番号	種別	事務 番号	事務の名称	担当課
1	開始	2869	次世代道路網あり方委員会委員委嘱事務	都市局 都市計画部 都市計画課
2	開始	2870	次世代道路網あり方委員会傍聴受付事務	都市局 都市計画部 都市計画課
3	開始	2871	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	保健福祉局 福祉部 福祉総務課
4	開始	2872	送迎保育ステーション運営事務	子ども未来局 幼児未来部 幼児政策課
5	開始	2873	さいたま市認知症高齢者等見守りシール事業	保健福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課
6	開始	2874	自転車文化醸成に資する事業に係るさいたま市後援事務	都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課
1	変更	1636	公平審査事務	人事委員会事務局 任用調査課
2	変更	1174	一般·公募型指名競争入札参加申請受付事務	財政局 契約管理部 契約課
3	変更	2848	歴史を伝える本町通りのまちづくり	都市局 まちづくり推進部 与野まちづくり事務所
4	変更	75	老人ホーム入所判定事務	保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課

令和4年1月5日

さいたま市長 様

市長

事	務	0	D	名	称	次世代	:道路 網	関あり)方委	員会	:委員才	:嘱	事務				事務	香号	÷	2869	
担	<u> </u>	í	Ī	課	名	都市局	引 都市	計	画部	都下	 †計画	課					担当	舗課コ	ード	10074530	
目	的	タ	Υ	利	用		無		外	部	提		供		無		履歴	* 番号	Ļ	001	
事及	務 て		り	目 既	的要	次世代记	道路網あ	り方	委員会	設置	要綱第3	3条に	基づ	く委員	の任	命及び	これに	付随す	る事務を	を行う。	
事	務	ß	昇	始	日		令和4	年1	月7日		事	務	開	始	届	出目		令	和4年	1月5日	
事	務	2	欠	更	日						事	務	変	更	届	出日					
事	務	B	逶	止	日						事	務	廃	止	予	定 日					_
個	人情:	報剂	肖妻	予定	日						個	人	情	報	消	去 日					_
1.1	Ħ.	- 1 - x	_	ho.h.	ITT)/		~ II 4	<i>T</i> 11					事	務	区(分■	固有	□ 共通	_
対	象	者	0)	範	进	次世代記	直路網あ	り方	委員会	:委員					対			数		5人	_
						個	人		情		報		0)		項	Į	目				_
				基本的	勺事	耳項	経	歴・	成系	責	経	済	状	況		心		身	生	活事項	_
			П	識別都	\$号	·等	□学	業・:	学歴		口所	得・」	仅入		П	体格•	体力		□家	族状況	_
			_	氏名		,	■職				口資				1-	運動能				族•続柄	
				性別			■ 地		1.74.111		□取					健康			□婚		
_	般	加	_	住所										多給		容姿	, (, <u></u> ,			住状況	
敢	扱情			電話者	도무	. 垒			評価							写真•	当像	!		会的活動	
	100 111	11/4	_	生年月					н і інц					-1-		その他				本加入状況	i
				本籍・			□ & C		t			٠/ ال	1		ľ	C 47 II	1-1			見・要望	1
				印影	山木	·Ħ		/ / LE	2											元 安主 味•嗜好	
				である	1															の他	
				信条	7					ш	ボコ (巻	/EI	١ ١	生 把	1 0	H7 ±14	#B +	hπ πλ	び理		_
				人種				41.	たま		人情報							. 及	0. 垤	Щ	_
					ケリァ	関する	事 -否	C V			法令等					: \$745	į				
	3E7	₽		障害	于()	関りる	尹垻)1万 {拠%		于()	L (V)	111-00)	<i>ا</i>						
要個	配人情	慮報			なます。目	医診断系	土田公		113	(1)/(1)	T TI										
II	/\ IH	中区	_			別事項															
				11.11	リ左	加事步	1														
										to □.	宏祥/	<u>ک</u> م		ナ.形志	キル	TT -3.54	こてし	⇒刃 仏・	t-		
				ナベフ	- -	人から	巾隹		□ 东	本	審議会	以 以	外				かると 又 身			拠	_
						八から らの収集		41	たナ									₹ 0,	一似	17/4	_
															;0未	(用)の場	į				
						施機関が 公庁か															
/ma	1 4=	±n						_	根拠			. 止 Ø) /330	める							
個の	人情収集	報生				私人から	の収集		化炒	伝 下											
0)	权 未	ノロ		□ そ(//11	7															
									#tro.□	1 (\)	(c 1	-, . 9				<i>h</i> h-	0	-	=#) = 暦7 た. ロ. バル	7
											こされて)			_	-			に緊急性があ	
								_			人収集		→ / .				•			ことに理由がある	
				⇒ ¬ /:	: ⊐	TTZ.	4k				答執行.				1 0					があると認め	た
					录	形	態	_	-	計身	章機り	上理				電子	一 桁 ′			処理委託	_
フ	<i>T</i>	lıh		文書	,				有無					□ 有 ■ 無					有無		
そ	0)	他		フィル		∧⊐		Ш	無				- [無					無		
				電磁的		邨															
				その他	1																_
備		考																			

令和4年1月11日

さいたま市長 様

市長

事	務	0)	名	称	次世代	道路網	関あり)方委	員会	傍聴	受付	事務				事	務都	香号		2870	
担	<u>≡</u>	í	Ī	課	名	都市局	引 都市	情	画部	都下		i課					担	当割	果コ、	ード	100745	530
目	的	タ	1	利	用		無		外	部	掼	į	供		無		履	歴都	肾号		001	
事及	務 U	O.		目 既	的要	次世代)	首路網を	り方	委員会	傍聴	要領に	基づき	き公開	lされた	-会諱	幾の傍耳	徳者の)受付	を行	ゔ゙ゔ。		
事	務	厚	Ħ	始	日		令和4	年1,	月14日	1	事	務	開	始	届	出日	3		令和	口4年1	月11日	
事	務	多	K Z	更	日						事	務	変	更	届	出	1					
事	務	厚	Ě	止	日						事	務	廃	止	予	定	∃					
個	人情報	報消	当去	予定	日						個	人	情	報	消	去日	3					
対	象	者	0)	範	囲	次世代記	首路網あ	り方	委員会	傍聴	者				事対	務 象	区者	分数		固有	□ 共: 40人	通
						個	人		情		報		D		邛							
				基本自				焚•	· 成 約	責		済	状	況	_	心		. 身	,	生	活事	項
				識別都			口学			,	口所				П	体格	• 体				族状況	
			_	氏名		,	□職								_	運動					族•続桐	5
				性別			□地				□耶					健康				□婚		
	般	的		住所			□資	挌			口公	的抄	も 助き	受給		容姿	<u>:</u>			□居	住状況	
取	扱 情	報		電話番	\$号	等	□成済	漬・	評価			座番	\$号	等		写真	•肖	像		□社	会的活	動
				生年月	月日	等	□ 表	彰			□そ	の他	Ţ			その	他			□∃	体加入:	状況
				本籍•	国籍		□ そ(の他	Ţ											□意	見•要望	3
				印影																	味•嗜妇	F
				その他	1															口そ		
				信条														: 拠	及	び理	由	
				人種				さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 □ 第1号 法令等に定めがある														
					争に	関する	事項					等に	定め	があ	る							
要個	配	慮		障害	/+++. 	⊢ ⇒ \ ы.г .⁄-	L III 6-6-		根	. 拠沒	去令											
凹	人情	羊区	_			長診断約																
			Ш	任会世	り左	別事項	1															
									口笋	9早	審議	$\Delta = 0$	辛目	か瞄	キ心	である	なス	レ釼	みナ	÷		
				すべて	- 本	人から	ⅳ€		x ₁	本		以		カン			収	集	の		拠	
						らの収集	0.214	さい	いたま									<i>></i> <		124	<i>J</i> -C	
						施機関カ										.,,,	. ,					
				□ 他(の官	公庁か	ら収集		第2号	法	令等に	定定	りがる	ある								
	人情			□民	間∙:	私人から	う収集		根拠	法令												
の	収 集	先		□ そ(の他	1																
									第3号								第6号	安全	全保証	護のため	に緊急性	Eがある
								_	第4号												ことに理由	
				=	√	/			第5号						1 .						必要がある	
			_		录	形	態	_	電子	計多	₽ 機 ∕	心 埋				の電	十 淅	台台	_		心理委	計
7-	<i>D</i>	Иh		文書	,									有 ■								
そ	0)	旭		フィル電磁的		43.			灬					無						無		
				电燃用		NAK.																
				CV/IL															<u> </u>			
備		考																				

令和4年1月14日

さいたま市長 様

市長

事	務	の	名	称	住民税業	允非課税世	世帯等に	こ対で	する臨り	诗特	別組	給付金	全給	付事	事	務番号	-	2871	
担	当	i	課		保健社	畐祉局 福										当課=		10052703	
目	的	外	利	用		無	外	部	提		供		無		履	歴番5	쿳	001	
事及	務 ひ	の	目 概	的要	令和3年 受けてい	∈度子育で∜ ハる住民税∮	世帯等臨 非課税世	時特	別支援に対し、	事業	給付 持特別	要領に別給付	ご基づを支	づき、新 給する。	型コロ	ュナウイ	ルス感染	症の影響等を	
事	務	開	始	日		令和4年	1月4日		事	務	開	始	届	出目		令	和4年1	月14日	_
事	務	変	更	日					事	務	変	更	届	出日			-		_
事	務	廃	止	日					事	務	廃	止.	子	定 日					_
個	人情幸	银消	去予定	日					個	人	情	報	消	去日					_
-I. I	H.	-t-y	<i>a b b</i>	1777	D. E. 27	11. am «V 111 444	fefe) - 1.1) or 104	- m-la d-la F1 d	- AA / I	Λ.		事	務	区	分■	I 固有	□ 共通	_
対	象	者	の範	囲	住氏税:	非課税世帯	等に対。	する臨	時特別	給勺	金刃	了家有	対	象	者	数	336	5,000人	_
					個	人	情		報		0)		項	Į	目				_
			基本自	的事	耳項	経歴	・成績	Ę	経	済	状	況		心		身	生	活事項	_
		Ī	識別	番号	·等	□ 学業・	·学歴		■所	得•」	仅入			体格	· 体	力	□家	族状況	_
		l	氏名			□職業・	職歴		□ 資	産状	沈			運動	能力	1	□親	族•続柄	
		ı	性別			□ 地位			□取	引状	沈			健康	状態		□婚	烟	
	般	的I	■ 住所			□ 資格			■ 公	的拱	助	受給		容姿			□居	住状況	
取	扱 情	報	電話	番号	等	□ 成績・	評価			坐番	号	等		写真	肖信	象	□社	会的活動	
		ı	■ 生年/	月日	等	□ 表彰			□ そ(の他	Ĺ			その	也			体加入状況	
		[] 本籍・	•国	簎	□その作	也											見•要望	
		[□印影														□趣	味•嗜好	
] その作	也													■ そ		
] 信条													拠 及	び理	由	
			□人種				いたま							条第2	項				
			コ 犯罪	等に	関する	事項			法令等	争に	定め	りがあ	る						
要個	配人情	慮し		5+ H	는 크시 Mar 스	-l. 177 <i>br</i> b	根	拠決	会分										
	八旧		□ 病歴・ □ 払 ◇・																
		١	□社会向	刊左	が事と	貝													
							口笙	9号	審議会	> ⊅:	音目	まを脳	ラショ) 更が	あろ	レ認み	5 <i>た</i>		
		-] すべ	て本	人から	加生) 根		_
			コ / ■ 本人以			_	いたま									,,,	- 120	<i></i>	_
		- -			施機関カ		第1号						1,000	,10)100					
			□他	の官	公庁か		第2号												
個	人情	報	□民	間•	私人か	ら収集	根拠	去令											
	収集		_ ■ そ	の他	<u>h</u>					の迂	l速/	かつ確	実な	(実施の	つため	の預則	宁金口座	の登録等に関]
							する法	:律第	10条										
							第3号	公に	こされて	こいる	5			□ 第	6号	安全保	護のため	に緊急性がある	5
							第4号	· 本丿	\収集	困難				□第	7号	国等か	ら収集する	ことに理由がある	5
							第5号	事務	务執行_	上不	可久	て		□ 第	8号	審議会の	意見を聴き	必要があると認めた	-
			記:	録	形	態	電子	計算	1 機 処	理	1	外部	<u>ک</u> 0	の電子	产結	合	事務タ		
			文書				有			_		□有					l 有		-
そ	0)] フィル				無					無] 無		
			電磁		l録														
		[] その作	也															
		作	固人番号和	川用雪	事務:番号	号法别表第	一第100	の項、	、生活事	項そ	の 併	<u>հ</u> :DV	の記憶	録、個人	、情報	の収集	先その作	也:生活福祉課	
備		妻 (事務番号	749「	生活保証	蒦事務」から	の目的を	外利月	月)、障害	§支捷	爰課((事務	番号:	989「冬३	むを得	身ない事	事由による	措置に関する部児童相談所	
						け、向断値1 ·時保護事務					4	ノヘアリガ	日巨	す 4万] // ³	•JV/ ‡	a ロソプトイ	ッカナ、曽	ロルル里作歌所	

令和4年1月24日

さいたま市長 様

市長

事	務	の	名	称	送迎伊	ママステー	ーション〕	運営	事務						事	務番-	号	2872
担	当		課	名	子ども	未来局		来	部 幼!	尼政	策	課			担	当課	コード	10988010
目	的	外	利	用		無	外	部	提		供		無		履	歴番-	号	001
事及	務 び	の :	目 概		市が指 もの。	定した幼稚	園等が開	見所す	るまでの)間刀	支び限	肇園時	間後	に児童	を保	育する	拠点を設	置し、運営する
事	務	開	始	日		令和4年	1月4日		事	務	開	始	届	出日		令	·和4年1	月24日
事	務	変	更	日					事	務	変	更	届	出日				
事	務	廃	止	日					事	務	廃	止.	予	定 日				
個	人情幸	设消	去予定	三日					個	人	情	報	消	去 日				
-I. I	<i>t</i>	17	a tete)/)fr /Fl			m) . v	. /	-107	~ /0		事	務	区	分▮	固有	□ 共通
対	象	者(の範	囲	达型保	育ステーシ	ョンを利り	用する)	いそ	(7)保	ききょう	対	象	者	数	2	00人
					個	人	情		報		0		項		目			
			基本国	的事	耳項	経歴	・成績	責	経	済	状	況		心		身	生	活事項
		Ī	識別	番号	·等	□ 学業	•学歴		□所	得•」	収入			体格	· 体	カ	□家	族状況
			氏名			■ 職業	•職歴		□ 資	産状	沈			運動	能力	J	■ 親	族•続柄
			」性別			□ 地位			□取	引制	沈			健康	伏態	ž.	□婚	姻
_	般	的▮	■住所			□ 資格			□公□	的抄	助	受給		容姿			□居	住状況
取	扱 情	報▮	電話	番号	等	□ 成績	•評価			坐 番	号	等		写真	・肖信	象	□社	会的活動
			■ 生年	月日	等	□ 表彰			□ そ(の他	Ĺ			その作	也			体加入状況
			」本籍・	•国籍	簎	□その	也										□意	見•要望
			〕印影														□趣	味•嗜好
			」その作	也													口そ	
] 信条													拠及	び理	由
			〕人種				いたま							条第23	項			
] 犯罪	等に	関する	事項			法令等	争に	定め	りがあ	つる					
要個	配 人 情	慮に		5+ H		-la 1771 6-6-	根	.拠沒	5分									
	八旧		□ 病歴• □ 社会[
			」 任芸!	り左	加事。	貝												
							口笛	9早	審議会	<u>-</u> م	古 目	また昭	日本市	ソ亜が	なス	、レション	みた	
		-	」すべ	て木	人力を	心位生	X7										<u>クル</u> り根	执.
			」, ■ 本人以				いたま				_					-	- 12	<i>i</i> ~
							▮ 第1号						1,000	10/10				
			_ □ 他	の官	公庁か] 第2号											
個	人情	報	□民	間・	私人か	ら収集	根拠	法令										
	収集		■ そ	の他	<u>h</u>													
] 第3号	公/	こされて	いる	5			□ 第	6号	安全仍	呆護のため	に緊急性がある
] 第4号	・本/	人収集	困難				□第	7号	国等か	ら収集する	ことに理由がある
] 第5号	事	务執行_	上不							の意見を聴き	必要があると認めた
			記	録	形	態	電子	計算	草機 処	理	2	外部	<i>ک</i> 0	り電子	治結	合	事務外	0.理委託
			文書				Ⅰ有					□有]有	
そ	0] フィル] 無					無					無	
			■電磁		l録													
			」その作	也														
		/	a i kata atau a	NIE A	日出マニ	14 . tr =6.44	₩ ₩ / 幸	र्शन जार	□ 00=F4		ב בל עו	击水。	n = 1	h n kr	ы d→ ~	ちのてロ	m/ /T10	北陸細(古沙亚
備																		政策課(事務番 膐」から目的外
		禾	川用)															

令和4年2月8日

さいたま市長 様

市長

事	務	の	名	称	さいた	ま市認力	知症高的	齢者等	₹見守り	シー	ル事	¥			事	務番号	클	2873
担	当		課		保健福	ā祉局	長寿応			き	長寿	推進	課			当課コ		10052761
目	的	外	利	用		無	外	部	提		供		無		履	歴番り	를	001
事及	務 び	の :	目 概	的要	認知症 等を関係 る。	高齢者等 系者間で	の安全研 インター	産保とそ ネット接	の家族- 続環境 ⁻	への支 ドにま	え援の)ため、 [通信 <i>l</i>	身元 こより	:不明者 共有し、	として 対象	て保護さ で保護さ で 高齢者	された高齢 斉等の早期	命者の安否情報 明の保護に努め
事	務	開	始	日		令和4	年2月1	日	事	務	開	始	届	出目		ŕ	介和4年2	2月8日
事	務	変	更	日					事	務	変	更	届	出目				
事	務	廃	止	目					事	務	廃	止	予	定日				
個	人情報	6消	去予定	1 日					個	人	情	報	消	去 日				
対	象す	者	の範	囲	外出中(家族等	こ行方不	明になる	可能性	の高い	高齢者	首及て	バその	事対		区 者	分旦数		■ 共通 50人
					個	人	<u></u>	善	報		0)		項		目	251		30)(
			基本				歴・成			済		況	· -	<u>.</u> L		身	牛	活事項
			 識別				<u> </u>		口所				4	_ 体格·	体力			族状況
		- 1	■ 氏名				業・職歴		□資					運動館				族•続柄
			■性別						□取					健康	大態		□婚	
_	般	的!	■住所				烙			的扶	助	受給		容姿			□居	住状況
取		報	電話	番号	等	□成済	漬·評価	Б		座番	号等	等		写真•	肖伽	象	□社	会的活動
			生年	月日	等	□表	彰		□そ	の他				その他	拉		□ 寸	体加入状況
		[□ 本籍・	· 国新	异	□ そ(の他										□意	見•要望
		[] 印影														■趣	味•嗜好
			□ その作	也													□そ	
			□信条				, ,									拠及	び理	由
] 人種	tafa)	BB 1.3	-t	さいた							第2項	Į			
	-m*1		□ 犯罪 ⁽	等に	関する	事垻	_		法令等	争 (こ)	正め	かあ	る					
要個			□ 障害 □ 病歴•	<i>h</i> + d	c = 人 座 C 公	十田公		根拠沿	太 守									
III	/ IFI		□ 祝歴・ □ 社会的															
		ľ		17/上	かりまっさ	4												
								第2号	審議会	≙ の:	音 見	を聴	き心	要がね	あると	レ認め	た	
			」すべ	て本	人から	収集		本		以	外	カュ		0 1			・ り 根	拠
			本人以	外か	らの収集	美等あり	さいた	ま市個	人情報	设保:	護条	例第	5条	第3項	į			
			□ 他	の実績	を機関カ	ら収集	□ 第1	号 本	人の同	意か	ぶある	5						
			□ 他	の官	公庁か	ら収集	□ 第2	号 法	令等に	定と	うがる	ある						
	人情		■民	間・	払人か	ら収集	根排	処法令	ì									
0)	収集:	先	口そ	の他	Ĺ													
							□ 第3	-							•			に緊急性がある
							■ 第4											ことに理由がある
-			記	録	形	態	□ 第5		務新订. 算機 処				Lσ	□ ^用)電子				加田 禾 乳
		H	正 文書	水水	ハク	忠	■有	1. 山 章	异 1茂 火	ピビ	_	小 部 一 有		ノ电寸	水 百	_	<u>事務》</u>] 有	処理委託
そ	Ø ,		■ 入音] フィル	ノル								■無					」有 I 無	
	V)		」 / 1/2 ■ 電磁的		緑		<i>***</i> *				- [• VIII	
			■ 电版] その((~9,													
		+																
/ . !±:		_tz. =	事務区分却	↓通:4	各区高齢	介護課												
備			心身その他				性癖、性	質、気質	質									

令和4年2月16日

さいたま市長 様

市長

						<u> </u>		÷. [\] = \/=	1		H H	(a.)	2 2. =	- 77 (本)	-				T	
事 務		Ø,)	名	称	目転車 務	文化醸成に資する			尹耒に係るさいたま!				†後援	₽	事務番号			2874	
担	<u> </u>	á	課名			都市局	引 都市	計画部 自		転車まちづく)推進課			担当課コード		ード	10074539	
目	的 外 利 用			無外			部	『 提 供				無		履歴番号		<u>1.</u> 7	001			
事及	務 び	の 目 的 が 概 要				民間団文化醸	体等が主 成に資す	三催する自申 「る事業に何	文化醸成に資するイベント等の事業に いたま市後援事務取扱要領に基づき						こ対して、市が後援するため、自転車 5、後援に係る申請等事務を行う。					
事	務	厚	F	始	月		令和4年	年2月18日	1	事	務	開	始,	届 出	日		令	和4年2	月16日	
事	務	多	-	更	日				事	_	変	24 24 11 11 1								
事	務	厚如	_	・マ に	月					事		770		予定	月日日					
100.	人情報	依存	1 1	了了正	<u> </u>	₩ ±₩)=	H + 7.50	h == + 7 7 ×	w ++ ≥	個	人	情		消 事 務	日 5	<u> </u>	分■	固有	□ 共通	
対	象	者	0)	範	囲	後接に	※ お本部	中請者及() 中言									<u>口 光温</u> 50人		
						個	人	情		報の		0)		項		目			/ •	
				基本的	的事	耳項	経月	歴・成績	Ę	経	済	状	況	心			身	生	活事項	
一取	般 扱 情			識別	番号	·等	口学	業•学歴		口所				□体			J		族状況	
			_	氏名	• •			■ 職業・職歴			□資産状況				□運動能					
		.,	_	性別			■地位			□取引状況				□ 健			□婚			
				住所	亚口	. KK	□資格□□成績・証価			□公的扶助受□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				口容					□ 居住状況 □ 社会的活動	
		+IX		電話往生年			□ 成績·評価 □ 表彰 □ その他			□ 口座番号等□ その他			守	口写					□ 団体加入状況	
				本籍・										П -С	□ その他		2		□ 意見•要望	
			_	印影	131	` Ħ											□ 趣味・嗜好			
				こその他																
	配 人 情			信条				要配慮個人情報の取扱根拠及び理由								由				
				人種			ľ	さいたま	市個	固人情報保護条例第5条第2項										
					等に	関する	事項	□ 第1号 法令等に定めがある												
要				障害				根拠法令												
個		報	_			表診断約 - Du 表 7														
			Ш	社会	り左	別事項	貝													
					□ 第2号 審議会の意見を聴き必要がる											あると認めた				
				すべ	て本	人から	収集	本人以外からの収集の根拠												
				本人以	外か	らの収集	美等あり	さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 □ 第1号 本人の同意がある												
				□ 他	の実	施機関カ	ら収集													
						公庁か		定と	りがる	ある										
	人情					私人か	ら収集	根拠法令												
()	収 集	允		口そ	の他	1														
								□ 第3号	· //\ l	アナカフ	アルンス	z			笙6	6早 宏会促		雑のため	に駆刍性がある	
							□ 第35 2								第6号 安全保護のために緊急性 第7号 国等から収集することに理					
								□ 第5号						_		-			必要があると認めた	
				記 :	録	形	態	電子						との電	子	結	合	事務	処理委託	
				文書				■有				[」有					有		
そ	の	他		フィル	1			□無				l	無					無		
				■電磁的記録																
				その作	也															
備		考																		

令和4年1月19日

さいたま市長 様

人事委員会

事	務	の	名	称	公平審	F查事務								事	務番号	<u>.</u>	1636
担	当		課		人事委	5員会事									当課コ		60171010
目	的	外	利	用		無	外 音	· 提	:	供		無		履	楚番号	7	003
事及	務 び	の :	目 概	的要	理に関		びに退職手	当の支約	制限	等の)処分(の調査	査審議!				からの苦情の処 また、任命権者
事	務	開	始	日	Ī	平成14年	10月1日	事	務	開	始	届	出目		平成	14年1	1月14日
事	務	変	更	日		令和4年		事		変			出日	1			月19日
事	務	廃	止	月		1. 1	-/	事	*/*				定日	4			, , == 1.
			去予定					個		情			去日	_			
ΙД .	/ (117 11	N 113		- ''	## ## ##	少幺 安木	法					事			分■	固有	□ 共通
対	象を	者(の範	井		求者、審査 分を受けた!		八寺、古	育相直	炎 石、	、怒戕	対			数		00人
					個		<u></u>	報		0		項	-	担 目	奴	1	00/
		T	# +-	44 +	,, ,	人							_	H		4-	江 市 西
		-	基本日				・成績		済	_		4	<u>心</u>	11.	<u>身</u>		活事項
			■識別	番号	*等	■ 学業・		口所					体格				族状況
		- 1 -	■氏名			■職業・	・職歴		産り				運動				族•続柄
			性別			■ 地位		□取					健康	状態		■ 婚	
_			住所			■ 資格		□公					容姿				住状況
取	扱 情	報▮	電話	番号	等	■ 成績・	·評価		座番	号	等		写真	肖信	象	□社	会的活動
			■ 生年	月日	等	■ 表彰		□そ	の他	Ţ			その作	也			体加入状況
] 本籍	•国	簎	■ その作	也									□意	見•要望
			〕印影													□趣	味•嗜好
			」その作	也												□ そ	の他
]信条				<u> </u>	更配慮	個	人	情報	もの	取 扱	根	拠 及	び理	由
			〕人種			さ	いたま市位	固人情	報保	:護:	条例第	第5彡	条第2	項			
			■犯罪	等に	関する	事項	■ 第1号	法令	等に	定め	りがあ	る					
要	配	盧▮	障害				根拠	法令									
	人情	報	■病歴・	健月	長診断約	吉果等											退職手当条
] 社会[的差	別事項	頁	例第:	32条、分	限規	則夠	第3条	、4条	:、懲戒	規則]第2条	、3条	
				• /													
							□ 第2号	審議	会の	意見	見を崩	き心	4要が	ある	と認め	た	
		Ī	」すべ	で本	人から	収集		大 才	121	4-1	,	_			# -	Lm	拁
						真等あり さい									//	124	<i>y</i> C
					施機関か		第1号 本					1,00	10/10	^			
						ら収集 ■			—								
/I II I	人情	也			私人かり		根拠法		- /_ v	714	W) W						
	収集		■ ~			J.W./K			条、耳	職員	退職=	手当多	条例第:	24条、	、教職員	員退職手	当条例第32
				V) [L	<u></u>		条、分限								. 2.17.5	V I.V. V	
							第3号 公	ノァナわっ	T1. \ \ Z	z			口笛	6早	生 今 伊	猫のため	に緊急性がある
							第4号本						_				に系忌住がある
			≑ ⊓	Δ⊐	т/.		第5号 事					1. 0		-			必要があると認めた
		Ŀ		録	形	態	電子計	异燃火	世理	-+			電子	一	_		心理委託
7	<i>T</i>		■文書	,			有無				□ 有					有無	
そ	0)	1 -] フィル		ı />		無				■無	•				無	
			■ 電磁		上球												
] その(也													
備	:	老	歴・成績	その	他:懲戒	分限処分の	内容/令和	04年1月	4日	事案	に応じ	て取	扱う可能	能性が	ぶある一	般的取扱	及情報、要配慮
P114		~ [惟	1人情報/	又び非	回人情報	の収集先を	追加										
l																	

令和4年1月20日

さいたま市長 様

市長

事	務	0)	名	称	一般•	公募型	指名競爭	争入村	上参加	申請	受付	事務	Š		事	務番号	1.	1174
担	<u> </u>	í	Ē	課	名	財政周	引 契約	う管理 部	3 契	約課						担	当課コ	ード	10031620
目	的	夕	-	利	用		無	外	部	提		供		無		履	を 番号	<u>.</u>	005
事及	務 ひ	Ø,		間概	的要	さいたま参加申	ミ市が発 込書の通		登工事 並び!	等の一 こ当該エ						礼に参	参加する	者の確認	恩申請書及び よるため、その者
事	務	厚	F	始	日		平成13	年5月1	日	事	務	開	始	届	出日		平月	戊13年	5月1日
事	務	茤	Ķ	更	日		令和4年	年1月20	日	事	務	変	更	届	出日		令和	和4年1	月20日
事	務	序	Ě	止	月					事	務	廃	止	予	定日				
個	人情報	银消	当主	ミ予 定	3 日					個	人	情	報		去 日				
対	象	者	0	節	囲	登録業	者、各種	技術を持	った人					事				固有	
\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.	2) \	П		40	Д.									対		者	数	6	50人
						個	人	情		報	\-l-	0	\ -	項	`	目	4	- 1	~ + -
				基本日				歴・成			済				小	<i></i>	身		活事項
				識別	番号	等		業・学歴		口所			•		体格				族状況
			_	氏名 性別				業・職歴 伝		口資				1-	運動			_	族•続柄
	én.	44					□地位			□取□公			立公		健康 容姿		ŧ	□婚□□	^姻 住状況
胶	般 扱情	的報		住所電話	釆早	. 华	,	哈 漬・評価	;						谷安 写真	■出ん	色		住仏仇 会的活動
-1.	100 117	TIA		生年			□版						1.		子の作		%		去 的
				本籍							<u> ۱۱۳</u>	1		Г	C 471	<u></u>			見・要望
			_	印影	1111	NH		/											元
				その	批														
			_	信条					要	配慮	個	人,	青 報	もの	取 扱	根	拠 及	 び理	
				人種				さいた言											
				犯罪	等に	関する	事項		第1号	法令	等に	定め	があ	る					
要	配			障害				₹	艮拠》	去令									
個	人情	報	_			長診断約													
				社会I	的差	別事項	頁												
									* ~ □	**	^ ~	☆ =	ı Δε π ' 4	: دد -	v === >>	ル ヲ	1 === 1	. 2-	
				٠٠. بـــــــــــــــــــــــــــــــــــ	~-	ح. د ۱	山佬	☐ }		審議:									16 n
			_	-		こ人から		さいた言									朱	根	1处
			_					□ 第1·						付り	木舟の	只			
								■ 第2-											
個	人情	報				私人か			L L法令		- / C -	,,,,	., .						
	収集			□そ	の他	<u>h</u>				建設工	事等	契約	事務	取扱	要綱第	9条》	及び第2	20条	
								□ 第3-	号 公	にされて	ている	5			□ 第	6号	安全保	護のため	に緊急性がある
								□ 第4-	号 本	人収集	困難				□第	7号	国等から	の収集する	ことに理由がある
								□ 第5-	号 事	務執行	上不	可欠			□第	8号	審議会の	意見を聴き	必要があると認めた
				記	録	形	態		計算	算機 処	ュ理	_			り電子	2 結			の理委託 しゅうしん
		,.		文書				■有					□ 有					有	
そ	0)	他		フィル		1 A=		□無					無	:				無	
				電磁		上録													
		_	Ш	その何	怛														
備		考	令和	回4年1月	∄20 ₽	事務	の見直し	により、そ	の他(記録形]	態及で	び電-	子計算	機如	L理)を変	变更			

令和4年2月21日

さいたま市長 様

市長

事	務	O.)	名	称	老人ホ	ーム入	.所半	判定事	事務								事	務番号	.	75
担	当		Ē	課	名	保健福	ā祉局	長	寿応	援部	高	齢補	畐祉	課				担	当課コ	ード	10052760
目	的	夕		利	用		無		外	部		提	,	供		無		履	歴番号	-	004
事及	務 び	σ,		目 既	的要	老人ホー などの約 る。	ームへの 総合判定	入所 を行	「申請り う老人	こ基づ	き、医 ム入所	学、判定	、日常 定委」	常生活	舌動作 を開催	E、精 をし、オ	伸状況。 巻人ホー	経済-ム入	等的状况 ,所対象	、家族及 者としての	び住居の状況 D適正化を図
事	務	阱		始	П		平成13	3年5	5月1	日		事	務	開	始	届	出日		平)	成13年	5月1日
事	務	変	5	更	日		令和4	年2	月1日	1		事	務	変	更	届	出日		令	和4年2	月21日
事	務	廃	ž	止	日							事	務	廃	止	予	定日				
個	人情幸	長洋	主	予定	日						,	固	人	情	報	消	去 日				
対	象	者	の	範	囲	老人ホー 員	ーム入所	申請	者、老	そ人ホ	ームフ	(所)	判定	委員	会委	事対		区 者	分□数		■ 共通 50人
						個	人		情		報	ļ		(T)		項		目			30, (
				基本自				秠 •	成;				済		況		<u>.</u>	Н	身	牛	活事項
		-		識別看			口学			陕			_{1万} 导・川	-			体格	. 休-			族状況
			_	氏名	はク	4							すり 全状				運動				族·続柄
				性別					明/正				玉小 引状				健康:			■ 税	
	An.	<i>L.L.</i>													立办人	Ľ		八忠			
H \u00f3	般 扱 情			住所	E. 🗆	k :/c			इंग्रह ट्रिया						受給 *		容姿	M 1	4		住状況
ДΧ	1火 旧	干区					□成湯		部十二四				を番いる これ		于		写真		家		会的活動
				生年月			□表					~ U)他				その	[I]			体加入状況
				本籍・	凷耓	晋	□ ~(//111	ī.												見•要望
				印影																	味•嗜好
				その他	17							,d≑,	/1771	r	L±: ±r	1 0	TC 177	Тп	Lin T	□ そ(
				信条				(ب)	2 2.										拠及	び理	Щ
			_	人種	· \	DD 1	-tT	a,									第2項	Į			
l					身に	関する	争垻			第1号		3等	±(∴)	EØ	かめ	る					
要佃	配 人 情			障害	/ 	는 그시 나는 산	+ m &			艮拠治 さ人福											
	八旧	干区							1	コノく作	1111.12	`									
			Ш	任云目	リ左	別事項	1														
									□ 4	台の早	宋 書	矣亼	· 10 =	学 曰	た暗	キル	西が	なる	と認めな	t-	
			_	ナベフ	- ★-	人から	巾隹		⊔ <i>></i>	本					力》				集の		拠
				-		らの収集		おん	たす				-					-	* "	110	1/2
						施機関か										, O A	. M 0 -)	۲,			
						公庁か							_								
個	人情	去口				私人かり			根拠			(-/	,_ · · /	,,,	~> &>						
	収集			□ そ(J 1/1/C		1200	14											
					- 1	_															
									第3-	テ 公に	こされ	て	いる				□第	6号	安全保	護のため	に緊急性がある
									第4号								口第	7号	国等から	収集する	ことに理由がある
								\Box	第5-	子 事	務執	 行上	:不	可欠			口第	8号	審議会の	意見を聴き	必要があると認めた
				記	禄	形	態	,	電子	計算	章 機	処	理	2	外部	<u>ک</u> 0) 電 -	二結	: 合	事務タ	処理委託
		Ī		文書					有					[] 有	•				有	
そ	\mathcal{O}	他		フィル	ム				無					H	無	:				無	
				電磁的		绿															
				その他																	
		7																			
/ :!!•		± 7	いき	いき長ま	存推:	進課共通	9/令和	4年2	月1日	老人	、ホー.	ム入	所判]定≇	:員会	の書i	面開催!	こ伴ぃ	ハ、当該	委員会の	委員に対して
備		与	文書	送付を	行う	際に、委	員から個	人信	青報をは	収集す	るたる	か、 ፤	事務	の目	的及び	が概要	、対象	者の	範囲を変	更	

令和4年2月25日

さいたま市長 様

市長

事	務	の	名	称	歴史を	伝える	本田	町通り	のま	ちづく	ŋ					事	事務者	番号		2848
担	当	İ	課	名	都市馬	引 まち	づ	くり推	進部	5 与野	予まり	うづ	くり事	務	折	担	旦当詞	果コー	ード	10074750
目	的	外	利	用		無		外	部	提		供		無		履	夏歴者	番号		002
事及	務 び	の	目 概	的要	与野本	町通り街	並み	ょづくり	会議の	の運営	支援を	と行う	ため、	参加	者の過	車絡調	調整等	音の事	務を行	ō.
事	務	開	始	日	2	令和3年	≛10	月18	日	事	務	開	始	届	出	\exists	4	令和	3年10	月15日
事	務	変	更	日		令和4年	F 2,	月28日	1	事	務	変	更	届	出	Ħ		令和	口4年2	月 25 日
事	務	廃	止	日						事	務	廃	止	予	, –	\exists				
個	人情報	设消	去予定	三日						個	人	情	報	消		∃				
対	象	者(の範	囲	与野本	町通り街	並み	ょづくり	会議	参加者				事対		区者			H 13	□ 共通 10人
					<u> </u> 個	人		情		報		の		邓		<u>有</u>				10八
		Т	基本日	40 重			冧.	・成系	丰		溶	状	沪	T	<u>गुर</u>		· 身	·	生	活事項
		-	一選別						Ħ	口所	_	-		\vdash	, <u>c.</u> 体格	4 • 休				四
			■氏名	ш - У	1,1			職歴			産壮		•	ľ					-	族•続柄
			■性別			□地位		.,							健身				□婚	
_	般	的	■住所			□資				□公	的抄	失助!	受給		容望	\$			□居	住状況
取	扱 情	報▮	電話	番号	等	□ 成約	漬•	評価			座者	≨号′	等		写真	・肖	像		□ 社	会的活動
			■ 生年			□ 表章	衫			□そ	の他	1			その	他			寸,	体加入状況
			」本籍	•国	簎	□ その	の他	1												見·要望
			〕印影																	味•嗜好
			」その作	也						·	- /m		1	1 .	TT. I	r Le	ı II.n		□ そ(
			□信条			-	チュ	\+.+									改拠	及 (び理	Щ
			□ 人種 □ 犯罪 ⁽	年リア	問士ス		∠ V			人情 法令					采弗4	2垻				
要	配	慮[make of a	√]. (⊂	- 大 ソ ´a	争识			,1 g !拠:		(] (⊂	λE 0.) 13 ° W.	(۵٬۷						
個	人情	J. II	」	健月	長診断約	吉果等		12	()/C)	- II										
			- □ 社会⊩	的差	別事項	頁														
								□第		審議										
			■ すべ`				,		_						_		集	0)	根	拠
] 本人以											第5	条第3	3項				
			_			ら収集				人の同										
/ ⊞	人情	起			私人か			根拠			- Æ	×) //-	(A)(S)							
	収集							IXIX	12 13											
				. ,.	_															
								第3号	公	こされ	ていく	3				第6号	子安全	全保護	隻のため	に緊急性がある
								第4号	本	人収集	困難	Ė				第7号	子 国等	等から	収集する	ことに理由がある
							_			簩執行							•			必要があると認めた
				録	形	態			計算	章 機 タ	1.理	-			の電	子糸	吉合	_		0.理委託
			■文書					有					□ 有 #							
そ	0)		フィル		1 />⊐			無					■ 無						無	
			■ 電磁!		上 政															
_		+] その作	만														<u> </u>		
			和4年9月	100 F	」	4年9日1〒	- 3几 -		カッパン	古知 缢~	nタ≠	ケッドンサ	i字)	今日	首年ナ	行ぶ-	たみ	車 数	D H ₩.	あび郷亜 芸色
備		考者	が範囲、	対象	- 7 /11/ :者数、-	般的取	扱情	野報を変	ンロス S更	旦小旦飛び	ノ イ ロ か	nu•Ø	CAE U:	口具:	好来で	11 //	(LU),	尹 /历「	マン 口 ロリ/	及び概要、対象

さいたま市告示第362号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第2項において準用する同法第19条第1項の 規定により、さいたま都市計画浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の 変更について認可したので、次のとおり公告する。

令和4年3月4日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 組合の名称

浦和駅西口南高砂地区市街地再開発組合

- 2 事業施行期間
 - 自 組合設立認可の公告日
 - 至 令和9年度
- 3 施行地区

さいたま市浦和区高砂一丁目及び二丁目の各一部

4 事務所の所在地

さいたま市浦和区高砂二丁目1番16号

5 設立認可の年月日

平成26年1月30日

6 変更の内容

事業施行期間の変更

(変更前) 自 組合設立認可の公告日

至 令和8年度

(変更後) 自 組合設立認可の公告日

至 令和9年度

7 変更の認可の年月日

令和4年3月4日

さいたま市告示第363号

さいたま市自転車等放置防止条例(平成13年さいたま市条例第205号)第10条第1項により 自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり 告示する。

令和4年3月4日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 2月25日

- 3 保管場所及び放置箇所
 - (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、 指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心 駅(東口)周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都 心駅(西口)周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 44台

- 6 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所
 - (2) 電話 048(652)8812

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/21	東浦和駅	埼玉県警10-0078656	H8E96610		
2022/02/21	南浦和駅東口	埼玉県警20-203405731	A20AD30331		
2022/02/21	南浦和駅西口	埼玉県警18-8373570	ST0KA03639		
2022/02/21	武蔵浦和駅	埼玉県警11-1250245	SH1A8000		
2022/02/22	西浦和駅	埼玉県警12-2565867	S2G17964		
2022/02/24	南浦和駅東口	板橋F-20419	SX10102168		
2022/02/24	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8373173	VF18E00757		
2022/02/25	南浦和駅東口	不明	83A5376		
2022/02/25	南浦和駅東口	埼玉県警19-193796648	F90307340		
2022/02/25	南浦和駅西口	埼玉県警17-7026227	71D3430		
2022/02/25	南浦和駅西口	埼玉県警17-7472917	VF17F00622		
2022/02/25	南浦和駅西口	埼玉県警12-2079051	B2C67105		

2022/02/25 1/4 ページ

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/21	大宮駅西口	不明	A21PA07802		
2022/02/21	大宮駅西口	埼玉県警17-7241013	A117B05246		
2022/02/21	東大宮駅西口	埼玉県警18-8138085	TBI- 0405GV0Z1167		
2022/02/22	大宮駅東口	埼玉県警18-8183433	GZ7MO3425		
2022/02/22	大宮駅東口	埼玉県警20-204346860	SUD090964		
2022/02/24	大宮駅東口	埼玉県警19-193268463	F180175470		
2022/02/24	大宮駅東口	埼玉県警21-213714813	SVB314458		
2022/02/24	大宮駅東口	埼玉県警14-4472170	ACA13C009844		
2022/02/24	大宮駅東口	埼玉県警20-204117306	K7FK5856		
2022/02/24	大宮駅西口	埼玉県警22-220370704	A14AL35365		
2022/02/24	宮原駅東口	埼玉県警21-213535226	G201013999		
2022/02/24	宮原駅西口	不明	LZ7F00388		
2022/02/24	東大宮駅東口	千葉県警4-124238	GC6D00600		
2022/02/24	日進駅	埼玉県警17-7462152	A17AG09307		
2022/02/25	大宮駅東口	埼玉県警20-204168890	T3DBG429		
2022/02/25	日進駅	埼玉県警17-7302573	GZ7C03849		
2022/02/25	指扇駅	埼玉県警19-194738838	FC8K18543		
2022/02/25	吉野原駅	埼玉県警10-0058545	B8E08565		

2022/02/25 2/4 ページ

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/21	北浦和駅東口	埼玉県警15-5213910	B4J02364		
2022/02/21	北浦和駅西口	千葉県警コ-224879	SUE081091		
2022/02/22	浦和駅東口	埼玉県警18-8165883	S7L249243		
2022/02/22	浦和駅西口	埼玉県警20-200214145	FC9L08540		
2022/02/22	北浦和駅東口	不明	B3B22353		
2022/02/22	与野駅西口	埼玉県警18-8102582	SN7L09310		
2022/02/22	北与野駅	埼玉県警99-9295612	C59N1410		
2022/02/24	浦和駅東口	埼玉県警13-3477235	SND103635		
2022/02/24	浦和駅西口	埼玉県警21-211021659	16F4757		
2022/02/25	北浦和駅西口	埼玉県警13-3429190	S305102776		

2022/02/25 3/4 ページ

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/21	岩槻駅	埼玉県警20-204091528	SUD016749		

合計: 41台

2022/02/25 4/4 ページ

保管告示台帳(原動機付自転車)

No	撤去年月日	撤去場所	車両番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	2月22日	大宮駅東口	上尾市 A•772	ヤマハ ビーノ	水白	吉野原保管所	A54J-013833
2	2月22日	大宮駅東口	緑区 さ 5829	ヤマハ ジョグ	銀	吉野原保管所	SA16J-753229
3	2月22日	大宮駅東口	さいたま市 た 374	ホンダトゥデイ	銀	吉野原保管所	AF67-1603466

さいたま市告示第364号

さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例(平成27年さいたま市条例第22号)第7条の規定により、さいたま市北区において計画されている産業廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画書の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告する。

令和4年3月7日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 事業計画の概要
 - (1) 事業計画者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 名称 ヤマトホームコンビニエンス株式会社 代表者の氏名 代表取締役 佐藤 大輔 住所 東京都中央区日本橋三丁目11番1号
 - (2) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所 さいたま市北区日進町三丁目598番1 以上1筆
 - (3) 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物収集運搬業 積替え保管施設
 - (4) 産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(特定家庭用機器廃棄物に限る)、金属くず(特定家庭用機器廃棄物に限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(特定家庭用機器廃棄物に限る) 以上3種類

※いずれも石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は含まない。

(5) 産業廃棄物処理施設の処理能力

積替え保管施設

廃プラスチック類(特定家庭用機器廃棄物に限る)、金属くず(特定家庭用機器廃棄物に限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(特定家庭用機器廃棄物に限る) 面積42㎡ 容量84㎡ 保管高さ2m

(6) 関係地域の範囲

さいたま市北区のうち、別添地図に示す産業廃棄物処理施設の設置等の場所の周囲 2 0 0 メートル以内の地域

- 2 縦覧場所
 - (1) 市役所産業廃棄物指導課
 - (2) 北区役所情報公開コーナー
 - (3) 日進公民館
- 3 縦覧期間及び縦覧時間
 - (1) 期間

令和4年3月7日(月)から令和4年4月6日(水)まで

(2) 時間

開庁日又は開館日の午前9時から午後4時30分まで

4 意見書

事業計画書等について生活環境の保全の見地から意見を有する関係住民等は、市長に対し、意見

書の提出により意見を述べることができます。

- (1) 意見書の提出期限 令和4年4月20日(水) (郵送の場合は当日消印有効)
- (2) 提出方法 直接持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法による
- (3) 提出先
 - ア 直接持参、郵送の場合

住所 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

宛名 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

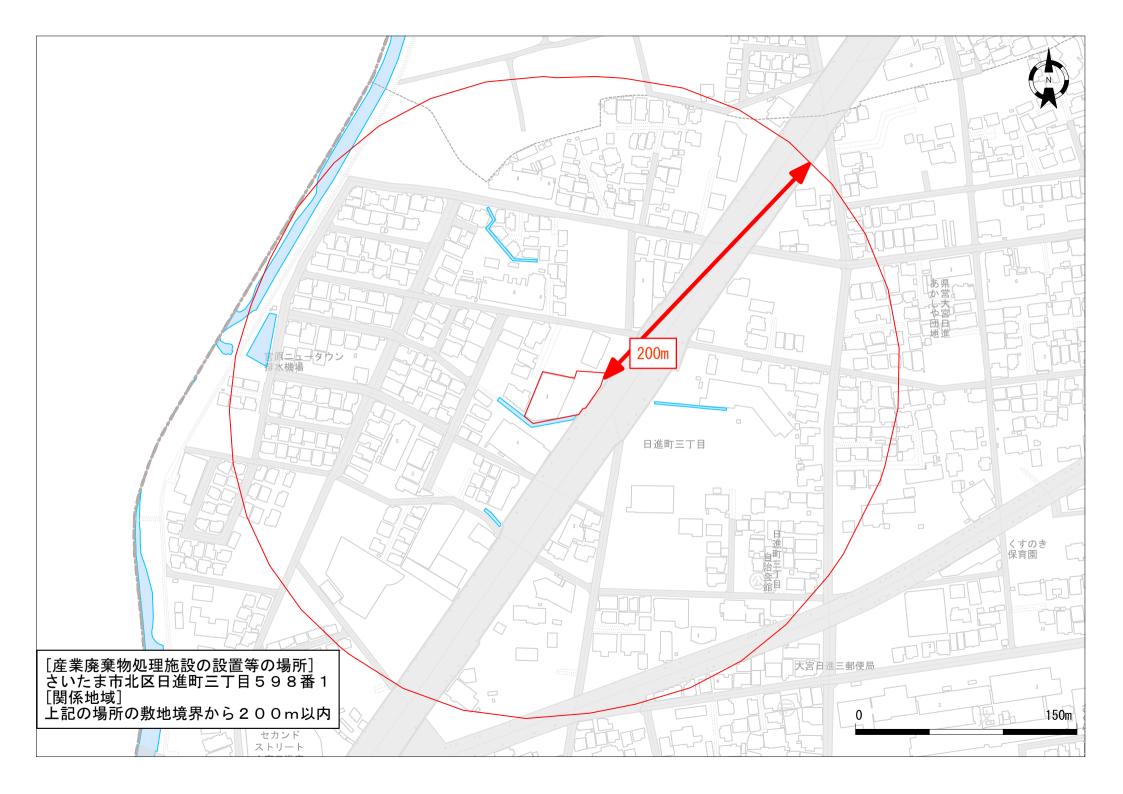
イ FAXの場合

FAX番号 048 (829) 1933

ウ 電子メールの場合 電子メールアドレス: sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課審査係
- (2) 電話 048(829)1608



さいたま市告示第365号

さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例(平成27年さいたま市条例第22号)第7条の規定により、さいたま市北区において計画されている産業廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画書の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告する。

令和4年3月7日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 事業計画の概要

(1) 事業計画者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 TAKADA環境株式会社

代表者の氏名 代表取締役 髙田 輝成

住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目33番地12

(2) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所

さいたま市北区吉野町二丁目246番2、246番3、246番4、246番5、246番6 以上5筆

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物処分業 ①破砕施設 ②圧縮梱包施設 ③溶融減容施設

- (4) 産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類
 - ① 破砕施設:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上6種類
 - ② 圧縮梱包施設:廃プラスチック類(軟質系のものに限る)、紙くず、繊維くず、金属くず 以上4種類
 - ③-1 溶融減容施設:廃プラスチック類(梱包用緩衝材発泡スチロールに限る) 以上1種類
 - ③-2 溶融減容施設:廃プラスチック類(梱包用緩衝材発泡スチロールに限る) 以上1種類
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力
 - ・ 次の表のとおり

N o	施設の種類	処理能力 (稼働時間)
1	破砕施設	廃プラスチック類3.55t/日(8時間)紙くず2.03t/日(8時間)木くず3.35t/日(8時間)繊維くず0.81t/日(8時間)金属くず3.82t/日(8時間)ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず2.54t/日(8時間)
2	圧縮梱包施設	廃プラスチック類(軟質系のものに限る) 50.8 t /日(8時間) 紙くず 64.5 t /日(8時間) 繊維くず 58.8 t /日(8時間) 金属くず 38.2 t /日(8時間)
3-1	溶融減容施設	廃プラスチック類(梱包用緩衝材発泡スチロールに限る) 0.40t/日(8時間)
3-2	溶融減容施設	廃プラスチック類(梱包用緩衝材発泡スチロールに限る) 1.60t/日(8時間)

(6) 関係地域の範囲

さいたま市北区のうち、別添地図に示す産業廃棄物処理施設の設置等の場所の周囲 2 0 0 メートル以内の地域

2 縦覧場所

- (1) 市役所産業廃棄物指導課
- (2) 北区役所情報公開コーナー
- (3) 宮原図書館
- 3 縦覧期間及び縦覧時間
 - (1) 期間

令和4年3月7日(月)から令和4年4月6日(水)まで

(2) 時間

開庁日又は開館日の午前9時から午後4時30分まで

4 意見書

事業計画書等について生活環境の保全の見地から意見を有する関係住民等は、市長に対し、意見 書の提出により意見を述べることができます。

(1) 意見書の提出期限

令和4年4月20日(水) (郵送の場合は当日消印有効)

(2) 提出方法

直接持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法による

(3) 提出先

ア 直接持参、郵送の場合

住所 〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

宛名 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

イ FAXの場合

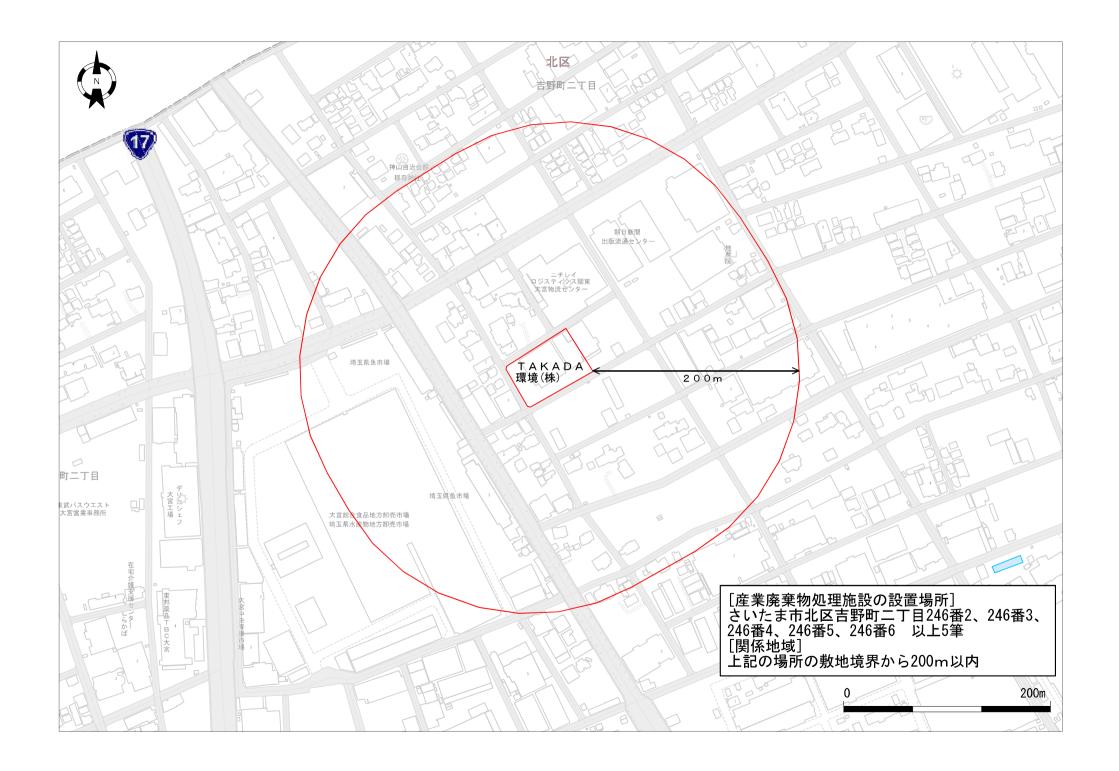
FAX番号 048 (829) 1933

ウ 電子メールの場合

電子メールアドレス: sangyo-haikibutsu-shido@city. saitama. lg. jp

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課審査係
- (2) 電話 048(829)1608



さいたま市告示第366号

さいたま市の発注する「さいたま市大崎清掃事務所解体工事」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年3月7日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成 績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者を その構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等又は 監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を証明する 書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工 事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書 比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況 (対象工事関連) (低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書 (低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 7 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 9 その他
 - (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要 綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実 態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令 和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

		·
契約	整理番号	0 3 - 3 6 8 8 - 4
入札	方法	一般競争入札(電子)
参加	形態	単体企業
工事	名	さいたま市大崎清掃事務所解体工事
工事	場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
履行	期間	契約確定の日から令和4年11月25日まで
概要		解体工事一式 管理棟 延べ面積約988㎡ S造 地上2階建て 車庫棟中央
		延べ面積約 468 ㎡ S造 地上1階建て 車庫棟北 延べ面積約 274 ㎡ S造
		地上1階建て 危険物庫 延べ面積約20㎡ コンクリートブロック造 地上1
		階建て
予定	価格 (税込)	167,750,000円
最低	制限価格	設定する
参加	申請受付期間	令和4年3月16日(水)午前9時から
		令和4年3月18日(金)午後5時まで
入札	書提出期間	令和4年3月22日(火)午前9時から
		令和4年3月23日(水)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和4年3月24日(木)午後1時30分
参	名簿登載業種等	解体工事業
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種で登載された者であること。
格	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。

	施工実績等	(1) 本2 築物の 員とし (2) 本市 工事デ を下回	なび(2)の要 公告日にお の解体工事 して発注の解析 を を を を で が で が で が で が で が で が で が で が	いて、平成 を元請とし の場合は、 体工事につ 果及び工事 いこと。な	え23年度 た て完成さ 出資比率が いて、本名 成績評定編	以降、1件 せた実績が 320%以 A告日以前 古果通知書	があること 上のものに 3箇月にお 」の「評定	(共同企業	体の構成 知した「 が 6 5 点	
	2に掲げるもの以 - 外に提出を要する 書類									
設計	閲覧等の方法及び 開始期日	電子配布 令和4年	3月7日	(月) から						
図書等	質問受付期間		3月 7日 3月15日		前9時から 後5時まで					
寸	質問回答期日	令和4年	3月18日	(金)						
保証	金及び支払方法	入 札 保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	有	
その	他	本工事はる。	契約後、契	2約締結日の	の単価に変	更するため	かの協議を	請求するこ	とができ	
工事	工事担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市環境局施設部環境施設管理課 電話 048-829-1343									
契約	契約担当課さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号さいたま市財政局契約管理部契約課電話 048-829-1180									

さいたま市告示第367号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月7日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称さいたま市岩槻区大字小溝字新田1055番25、1055番26、1055番27、1056番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

(省略)

(省略)

3 許可番号

令和3年7月21日 第開-N2021048号

4 検査済証番号

令和4年3月4日

第完-N2021048号

さいたま市告示第368号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和4年3月7日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区櫛引町二丁目145番8
- (2) 指定の年月日 令和4年3月7日
- (3) 指定の番号 第北21-022号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 27.43 m

さいたま市告示第369号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月8日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市南区太田窪五丁目388番16
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年9月21日 第 開 - S 2 0 2 1 0 3 4 号
- 4 検査済証番号 令和4年3月7日 第 完 - S 2 0 2 1 0 3 4 号

さいたま市告示第370号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和4年3月8日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区内谷四丁目124番1
- (2) 指定の年月日 令和4年3月8日
- (3) 指定の番号 第南21-039号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 17.29 m

さいたま市告示第371号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和4年3月8日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区西堀十丁目91番1
- (2) 指定の年月日 令和4年3月8日
- (3) 指定の番号 第南21-040号
- (4) 道路の幅員 4.50m
- (5) 道路の延長 20.58 m

さいたま市告示第372号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月9日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市浦和区本太五丁目228番1、228番4、228番5、228番6、228番7、228番8、228番9、228番10、228番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社中央住宅 代表取締役 品川 典久

3 許可番号

令和3年12月6日

第 開 - S 2 0 2 1 0 5 0 号

4 検査済証番号

令和4年3月8日

第 完 - S 2 0 2 1 0 5 0 号

さいたま市告示第373号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月9日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市西区大字島根字加賀野町831番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年10月13日 第開-N2021106号
- 4 検査済証番号 令和4年3月8日 第完-N2021106号

さいたま市告示第374号

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり(別紙省略)告示する。 令和 4 年 3 月 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市告示第375号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和4年3月9日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税 (更正) 通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり (別紙省略)

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係(市外局番は全て048)

西区役所	〒 3 3 1 − 8 5 8 7	西区西大宮 3-4-2	Tel.	620 - 2673
北区役所	\mp 3 3 1 $-$ 8 5 8 6	北区宮原町1-852-1	Tel.	669-6073
大宮区役所	\mp 3 3 0 $-$ 8 5 0 1	大宮区吉敷町1-124-1	Tel.	$6\ 4\ 6\ -\ 3\ 0\ 7\ 3$
見沼区役所	\mp 3 3 7 $-$ 8 5 8 6	見沼区堀崎町12-36	Tel.	681 - 6073
中央区役所	\mp 3 3 8 $-$ 8 6 8 6	中央区下落合5-7-10	Tel.	$8\ 4\ 0-6\ 0\ 7\ 3$
桜区役所	\mp 3 3 8 $-$ 8 5 8 6	桜区道場 4-3-1	Tel.	856-6183
浦和区役所	\mp 3 3 0 $-$ 9 5 8 6	浦和区常盤6-4-4	Tel.	8 2 9 - 6 1 6 2
南区役所	\mp 3 3 6 $-$ 8 5 8 6	南区別所7-20-1	Tel.	$8\ 4\ 4-7\ 1\ 8\ 3$
緑区役所	\mp 3 3 6 $-$ 8 5 8 7	緑区大字中尾975-1	Tel.	7 1 2 - 1 1 8 3
岩槻区役所	〒 3 3 9 − 8 5 8 5	岩槻区本町3-2-5	Tel.	790 - 0174

さいたま市告示第376号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和4年3月9日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 送達をする書類

仮徵収額決定通知書兼特別徵収開始通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり (別紙省略)

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係(市外局番は全て048)

西区役所	T 3 3 1 - 8 5 8 7	西区西大宮3-4-2	Tel.	620 - 2673
北区役所	〒 3 3 1 − 8 5 8 6	北区宮原町1-852-1	Tel.	669-6073
大宮区役所	〒 3 3 0 − 8 5 0 1	大宮区吉敷町1-124-1	Tel.	$6\ 4\ 6\ -\ 3\ 0\ 7\ 3$
見沼区役所	〒 3 3 7 − 8 5 8 6	見沼区堀崎町12-36	Tel.	681 - 6073
中央区役所	〒338−8686	中央区下落合5-7-10	Tel.	840-6073
桜区役所	〒 3 3 8 − 8 5 8 6	桜区道場4−3−1	Tel.	856 - 6183
浦和区役所	\mp 3 3 0 - 9 5 8 6	浦和区常盤6-4-4	Tel.	8 2 9 - 6 1 6 2
南区役所	〒 3 3 6 − 8 5 8 6	南区別所7-20-1	Tel.	8 4 4 - 7 1 8 3
緑区役所	〒 3 3 6 − 8 5 8 7	緑区大字中尾975-1	Tel.	7 1 2 - 1 1 8 3
岩槻区役所	〒 3 3 9 − 8 5 8 5	岩槻区本町3-2-5	Tel.	7 9 0 - 0 1 7 4

さいたま市告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5 9条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定 をしたので告示する。

令和4年3月9日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 指定した医療機関
 - ・別紙のとおり(別紙省略)
- 2 連絡先
- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048 (829) 1305

さいたま市告示第378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、自立支援医療機関(精神通院医療)を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和4年3月9日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 変更内容
 - ・別紙のとおり(別紙省略)
- 2 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
 - (2) 電話 048 (829) 1305

さいたま市告示第379号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6 0条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関(精神通院医療)を担当する指定自立支援医療機関の 開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和4年3月9日

- 1 更新した医療機関
 - ・別紙のとおり(別紙省略)
- 2 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
 - (2) 電話 048 (829) 1305

さいたま市告示第380号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関(精神通院医療)を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和4年3月9日

- 1 辞退した医療機関
 - ・ 別紙のとおり(別紙省略)
- 2 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
 - (2) 電話 048 (829) 1305

さいたま市告示第381号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和4年3月9日

- 1 辞退の届出のあった医師
 - ・別紙のとおり(別紙省略)
- 2 連絡先
- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048 (829) 1305

さいたま市告示第382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和4年3月9日

- 1 辞退した医療機関
 - ・ 別紙のとおり(別紙省略)
- 2 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
 - (2) 電話 048 (829) 1305

さいたま市告示第383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6 5条の規定に基づき、指定医療機関(育成医療・更生医療)の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和4年3月9日

- 1 変更の届出のあった医療機関
 - ・別紙のとおり(別紙省略)
- 2 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
 - (2) 電話 048 (829) 1305

さいたま市告示第384号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月9日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市岩槻区大字表慈恩寺字南597番3、597番4、598番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和 3年11月26日 第変-N2021049号
- 4 検査済証番号 令和 4年 3月 8日 第完 - N 2 0 2 1 0 4 9 号

さいたま市告示第385号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する 条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年3月15日までに返 還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年3月9日

さいたま市長 清 水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
3月 4日	犬	岩槻区加倉	雑種	オス	白	8~12 歳	有	黒色革製首輪、 赤いリード

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048 (840) 4159

さいたま市告示第386号

さいたま市緑区役所自家用電気工作物業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年3月10日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市緑区役所自家用電気工作物保安管理業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区中尾975-1 緑区役所

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)の業務「電気設備保守点検」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者。
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている物でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。
- (5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている物でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。
- (6) 過去2年間において、現在の緑区役所と同種同規模の契約を締結し、履行した実績を有するものであること。
- 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。ただし、仕様に関する事項は、入札後に返却すること。

(1) 交付場所

ア さいたま市緑区中尾 975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課担当 防災・総務係 電話 048(712)1123

イ さいたま市ホームページからダウンロード

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p084811.html

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月17日 (木) まで (3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例 (平成13年さいたま市条例第2号) 第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書第7項に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月17日(木)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒336-8587 さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日

令和4年3月18日(金)午前9時から午後4時まで。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札日時及び場所

ア 日時

令和4年3月23日(水)午前10時

イ 場所

さいたま市緑区中尾975-1 緑区役所2階2B会議室

(4) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課 電話 048(712)1123 FAX 048(712)1270

(7) 業務を担当する課

さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課 電話 048(712)1123 FAX 048(712)1270

- 8 契約手続等
 - (1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定 に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

- 9 その他
 - (1) 契約条項等は、さいたま市緑区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。 https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html
 - (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第387号

下記の書類を介護保険法(平成9年法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年 法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区 役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和4年3月10日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 送達を受けるべき者及び送達する書類別紙のとおり(別紙省略)

さいたま市告示第388号

さいたま市健康科学研究センターコピー・ファクス複合機賃貸借について、次のとおり一般競争入 札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条 の6の規定に基づき公告する。

令和4年3月11日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市健康科学研究センターコピー・ファクス複合機賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課

(3) 数量•特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等) (以下「名簿」という。)に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 本入札の告示日から過去5年間において、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と本件と同種同程度以上の賃貸借に係る契約の実績(履行中のものも含む。)を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷 7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課担当 総務企画係 電話 048(840)2250

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月17日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月18日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法

総価(60 か月)で行う。入札金額は、賃借料及びにプリント料の単価より 5 年間にかかる合計金額(税抜)を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月22日(火)午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市健康科学研究センター3階会議コーナー

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月22日(火)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷 7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課電話 048(840)2250 FAX 048(840)2267

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま 市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第389号

さいたま市立小・中・特別支援学校固定電話通信サービス契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年3月11日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市立小・中・特別支援学校固定電話通信サービス契約

(2) 需要場所

さいたま市浦和区岸町4-1-29 さいたま市立高砂小学校外161校

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 需給期間

令和4年5月1日から令和6年4月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等) (以下「名簿」という。)に種目「電気機器」内の営業種目「通信用機械器具」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定による登録を受けている者であること。
- (5) 契約期間中に安定的、かつ、確実に固定電話通信サービスを提供することができる者であること。
- 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課担当 財務係 電話 048(829)1635

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月29日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付方法

CD - ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月29日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理 部教育財務課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年4月1日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切 り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当す る金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

アー日時

令和4年4月13日(水)午前8時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月13日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課電話 048(829)1635 FAX 048(829)1989

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第390号

さいたま市自転車等放置防止条例(平成13年さいたま市条例第205号)第10条第1項により 自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり 告示する。

令和4年3月11日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 3月 4日

- 3 保管場所及び放置箇所
 - (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、 指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心 駅(東口)周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都 心駅(西口)周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 62台

- 6 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所
 - (2) 電話 048(652)8812

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/28	武蔵浦和駅	葛西J-24731	S0K074511		
2022/02/28	武蔵浦和駅	不明	E0A10017		
2022/02/28	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5117339	ZP14J18329		
2022/02/28	武蔵浦和駅	埼玉県警21-213246658	LJ17038509		
2022/02/28	西浦和駅	埼玉県警19-190171795	F180175088		
2022/02/28	西浦和駅	埼玉県警19-191625030	?????7		
2022/03/01	東浦和駅	埼玉県警14-4215339	BC1101056		
2022/03/01	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5548308	SD5C0007		
2022/03/01	武蔵浦和駅	埼玉県警20-204392102	STTCF24060		
2022/03/03	東浦和駅	埼玉県警18-8556725	A18AH10076		
2022/03/03	南浦和駅東口	埼玉県警08-8133943	B7X81584		
2022/03/03	武蔵浦和駅	埼玉県警14-4223468	LNA38294		
2022/03/04	南浦和駅東口	埼玉県警16-6153304	S4603750		
2022/03/04	南浦和駅東口	埼玉県警18-8450576	SD18060924		
2022/03/04	南浦和駅西口	池袋F-47479	HG3TY20330		
2022/03/04	南浦和駅西口	埼玉県警12-2541126	S2C17652		
2022/03/04	南浦和駅西口	埼玉県警15-5010187	F40919731		
2022/03/04	南浦和駅西口	埼玉県警16-6497538	V160717668		

2022/03/07 1/4 ページ

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/28	大宮駅東口	埼玉県警14-4441303	T63FG192		
2022/02/28	大宮駅東口	千葉県警シー221959	F21205250		
2022/02/28	大宮駅西口	埼玉県警21-212898767	SVH312625		
2022/02/28	大宮駅西口	不明	SVK306030		
2022/02/28	大宮駅西口	埼玉県警19-191420616	A18MJ20008		
2022/02/28	大宮駅西口	緑14-0158540	B3H57342		
2022/02/28	大宮駅西口	埼玉県警20-203709366	SUE002048		
2022/02/28	大宮駅西口	埼玉県警19-194557264	JMH181109039		
2022/02/28	土呂駅東口	埼玉県警17-7462135	H7G35828		
2022/02/28	東大宮駅東口	埼玉県警15-5512113	SPE006423		
2022/03/01	大宮駅西口	埼玉県警22-220625370	F21144447		
2022/03/01	大宮駅西口	池袋G-33152	D907010608		
2022/03/01	大宮駅西口	埼玉県警21-211065826	SPG063656		
2022/03/01	指扇駅	埼玉県警20-204612196	GC9K34238		
2022/03/01	新都心駅東口	埼玉県警18-8017511	JH5X09410		
2022/03/01	新都心駅東口	埼玉県警20-203907702	STTCF17149		
2022/03/01	新都心駅東口	埼玉県警19-191696719	STRJY31308		
2022/03/03	大宮駅西口	埼玉県警13-3064695	B2G73629		
2022/03/03	大宮駅西口	埼玉県警05-5558611	S5D59708		
2022/03/03	大宮駅西口	埼玉県警21-211162678	SVA346663		
2022/03/03	宮原駅東口	埼玉県警21-212918903	SAN2021060048		
2022/03/03	宮原駅西口	埼玉県警18-8102790	WC820422N		
2022/03/03	東大宮駅東口	埼玉県警16-6005159	A15AJ58434		
2022/03/03	東大宮駅東口	埼玉県警21-211367075	F91206178		
2022/03/04	七里駅	埼玉県警17-7286188	GC7B08899		

2022/03/07 2/4 ページ

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/28	浦和駅東口	埼玉県警21-213236628	16F7588		
2022/02/28	浦和駅東口	不明	F50316141		
2022/02/28	浦和駅西口	千葉県警セ-212227	HSTON19649		
2022/02/28	北浦和駅西口	埼玉県警14-4616736	K14HK21613		
2022/02/28	北浦和駅西口	埼玉県警20-201121132	ZY9L104672		
2022/02/28	北浦和駅西口	埼玉県警19-193017756	K5EK04024		
2022/02/28	与野駅東口	埼玉県警14-4410559	F140406808		
2022/03/01	浦和駅東口	埼玉県警22-220874800	HA21F61025		
2022/03/01	北浦和駅東口	埼玉県警21-214189550	EG03044		
2022/03/01	与野駅東口	都島295611	KAG0143115		
2022/03/03	浦和駅東口	埼玉県警21-215081583	A20A127943		
2022/03/03	北与野駅	埼玉県警20-200140826	STD026917		
2022/03/04	浦和駅西口	埼玉県警13-3181953	YJ21200759		
2022/03/04	浦和駅西口	埼玉県警05-5258523	5Q04632		
2022/03/04	与野駅東口	埼玉県警15-5148601	B4J24279		
2022/03/04	与野本町駅	埼玉県警19-192016223	GC9A14086		

2022/03/07 3/4 ページ

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/03/03	岩槻駅	不明	F60213890		
2022/03/04	岩槻駅	埼玉県警21-212494240	VF21C00640		

合計: 61台

2022/03/07 4/4 ページ

保管告示台帳(原動機付自転車)

No	撤去年月日	撤去場所	車両番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	3月3日	大宮駅東口	不明	ホンダズーマー	赤	吉野原保管所	AF58-1600676

さいたま市告示第391号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月11日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市南区辻四丁目1986番1、1986番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年6月14日 第 開 - S 2 0 2 1 0 0 5 号
- 4 検査済証番号 令和4年3月10日 第 完 - S 2 0 2 1 0 0 5 号

さいたま市告示第392号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月11日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市岩槻区大字掛字中256番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年9月21日 第開-N2021085号
- 4 検査済証番号 令和4年3月10日 第完-N2021085号

さいたま市告示第393号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年3月15日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年3月11日

さいたま市長 清 水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
3月 10日	猫	浦和区木崎	雑種	メス	サビキジ	3~6歳	無	負傷動物 右耳にV字カット

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048 (840) 4159

さいたま市告示第394号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和4年3月14日

- 1 位置指定道路の概要
 - (1) 道路の位置 さいたま市見沼区大字小深作字中島647番47、同番48、同番49、 669番6、同番7
 - (2) 指定の年月日 令和4年 3月11日
 - (3) 指定の番号 第北21-023号
 - (4) 道路の幅員 4.00mから5.54m
 - (5) 道路の延長 92.13m

さいたま市告示第395号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者 に交付する。

令和4年3月14日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 送達をする書類

令和3年度 後期高齢者医療保険料督促状

2 送達を受ける者の住所・氏名 別紙のとおり (別紙省略)

3 期間

令和4年3月14日から令和4年3月20日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

- 5 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係
 - (2) 電話 048 (829) 1278

さいたま市告示第396号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成14年条例第109号)第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月14日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (1) はり札

289枚

(2) 立看板

2枚

- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時 別紙のとおり
- 3 保管場所

さいたま市緑区宮本2丁目16番地3

- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所都市局南部都市・公園管理事務所管理課都市管理係
 - (2) 電話 048 (840) 6178

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和4年3月14日

番号	放置されていた場所	保管した広告物	・掲出物件	除却した日	3時	保管開始E	3時	
留石	放回されていた場別	名称または種類	数量	月日	時間	月日	時間	1佣-行
1	南区	はり札	43	令和4年2月1日	8時30分 から 17時00分	令和4年2月1日	17時00分	
2	南区	立看板	1	令和4年2月1日	8時30分 から 17時00分	令和4年2月1日	17時00分	
3	南区	はり札	47	令和4年2月4日	8時30分 から 17時00分	令和4年2月4日	17時00分	
4	緑区	はり札	44	令和4年2月8日	8時30分 から 17時00分	令和4年2月8日	17時00分	
5	浦和区	はり札	44	令和4年2月15日	8時30分 から 17時00分	令和4年2月15日	17時00分	
6	緑区	はり札	18	令和4年2月16日	11時00分 から 12時00分	令和4年2月16日	12時00分	
7	緑区	立看板	1	令和4年2月16日	11時00分 から 12時00分	令和4年2月16日	12時00分	
8	浦和区	はり札	18	令和4年2月18日	8時30分 から 17時00分	令和4年2月18日	17時00分	
9	桜区	はり札	25	令和4年2月18日	8時30分 から 17時00分	令和4年2月18日	17時00分	
10	桜区	はり札	50	令和4年2月25日	8時30分 から 17時00分	令和4年2月25日	17時00分	
11								
12	計	はり札	289					
13	計	立看板	2					
14								

さいたま市告示第397号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定したので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区及び見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、中央区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1	J 第 4 9 3 号線	さいたま市緑区道祖土四丁目 19番9地先 さいたま市緑区道祖土四丁目 19番8地先	
2	J 第 4 9 4 号線	さいたま市緑区道祖土四丁目 19番 18地先さいたま市緑区道祖土四丁目 19番 21地先	
3	第790号線	さいたま市中央区大戸三丁目 279番 12地先	
4	1 2 9 1 0 号線	さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 13 地先	
	1 0 0 1 1 日始	さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 19 地先さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 14 地先	
5	12911号線	さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 16 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番 15 地先	
6	1 2 9 1 2 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番 11 地先	
7	1 2 9 1 3 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 11番9地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 11番8地先	
8	1 2 9 1 4 号線		
9	1 2 9 1 5 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目2番6地先さいたま市見沼区風渡野一丁目1番10地先	
1.0	12916号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目2番6地先さいたま市見沼区風渡野一丁目8番14地先	
1 0	1 2 3 1 0 夕 豚	さいたま市見沼区風渡野一丁目8番8地先さいたま市見沼区風渡野一丁目10番1地先	
1 1	1 2 9 1 7 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番 15 地先	

1 2	12918号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目2番1地先
		さいたま市見沼区風渡野二丁目2番18地先
1 3	12919号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目1番5地先
1 3		さいたま市見沼区風渡野二丁目2番16地先
	10000日始	さいたま市見沼区風渡野二丁目9番1地先
1 4	1 2 9 2 0 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目9番6地先
	10001日始	さいたま市見沼区風渡野二丁目 10番 19地先
1 5	1 2 9 2 1 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目9番5地先
	1 0 0 0 0 日始	さいたま市見沼区風渡野一丁目5番5地先
1 6	1 2 9 2 2 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目5番1地先
	1 0 0 0 0 0 0 0	さいたま市見沼区風渡野一丁目4番1地先
1 7	12923号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 15番 12 地先
	1 0 0 0 4 9 %	さいたま市見沼区風渡野一丁目5番8地先
1 8	1 2 9 2 4 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目5番5地先
	1.0005日始	さいたま市見沼区風渡野一丁目7番4地先
1 9	1 2 9 2 5 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目6番9地先
0.0	12926号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 13番1地先
2 0	1 2 9 2 0 万脉	さいたま市見沼区風渡野一丁目 15番1地先
0.1	12927号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 13番1地先
2 1		さいたま市見沼区風渡野一丁目 13 番 6 地先
0.0	12928号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 14番1地先
2 2	12920万旅	さいたま市見沼区風渡野一丁目 14番7地先
0.0	1 0 0 0 0 0 0 0	さいたま市見沼区風渡野一丁目 12番 10 地先
2 3	12929号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 14番6地先
0.1	1 2 0 2 0 日 6 位	さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 20 地先
2 4	1 2 9 3 0 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 17地先
0.5	12931号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目4番6地先
2 5	12331万旅	さいたま市見沼区風渡野二丁目4番4地先
0.6	12932号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 5番 19 地先
2 6	1 2 3 3 2 万禄	さいたま市見沼区風渡野二丁目5番11地先
	-	

27							
さいたま市見沼区風渡野二丁目 6 番 17 地先	2.7	1 2	93	3	号 線	さいたま市見沼区風渡野二丁目3番22先	
28 12934号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目15番10地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目15番1地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目15番1地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目16番1地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目14番18地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目18番3地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目8番3地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目3番2地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目3番2地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目3番2地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目3番2地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目3番1地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目1番9地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目1番9地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目11番9地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目11番1地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目10番11地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目10番11地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目10番1地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目16番6地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目16番6地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目16番6地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目16番12地先 さいたま市見沼区大学小深作字中島691番5地先 さいたま市見沼区大学小深作字中島691番5地先 さいたま市見沼区大学小深作字中島693番1地先 さいたま市見沼区大学風渡野字新川西125番5地先 さいたま市見沼区大学風渡野字新川西125番5地先 さいたま市見沼区大学風渡野字新川西12番1地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目12番1地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目12番1地先 さいたま市見沼区人字側渡野エブ目12番1地先	2 1	1 2	<i>J J</i>	J	73 /191	さいたま市見沼区風渡野二丁目3番19地先	
さいたま市見沼区風渡野二丁目15番11地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目15番11地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目15番11地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目14番1地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目14番1地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目18番1地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目18番1地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目18番1地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目18番1地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目18番1地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目13番1地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目11番9地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目11番9地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目11番9地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目11番1地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目13番11地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目13番13地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目16番6地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目16番6地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目16番6地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目16番12地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目16番12地先 さいたま市見沼区大学小深作学中島687番3地先 さいたま市見沼区大学小深作学中島693番1地先 さいたま市見沼区大学小深作学中島693番1地先 さいたま市見沼区大学小深作学中島693番1地先 さいたま市見沼区大学小深作学中島693番1地先 さいたま市見沼区大学風渡野字新川西125番5地先 さいたま市見沼区大学風渡野字新川西125番5地先 さいたま市見沼区大学風渡野字新川西125番1地先 さいたま市見沼区大学風渡野字新川西92番3地先 さいたま市見沼区大学風渡野二丁目12番11地先 さいたま市見沼区大学御巌学大ヶ谷戸1346番15地先	2.8	1 2	9 3	4	号 線	さいたま市見沼区風渡野二丁目6番17地先	
29 1 2 9 3 5 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 15 番 17 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 14 番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 14 番 18 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 8番 3 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 8番 3 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 3番 2 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 3番 2 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 3番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 1番 11番 9 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 13番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 13番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番 11 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 6 地先 さいたま市見沼区人字小深作字中島 687番 3 地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島 684番 40 地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島 691番 5 地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693番 1 地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125番 5 地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92番 3 地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92番 3 地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92番 3 地先 さいたま市見沼区人字風渡野字新川西 92番 3 地先 さいたま市見沼区人字風渡野字新川西 92番 3 地先 さいたま市見沼区人字風渡野子町 12番 11 地先 さいたま市見沼区人字側巌字大ヶ谷戸 1346番 15 地先 さいたま 1 見沼区人字側巌字大ヶ谷戸 1346番 15 地先 さいたま 1 見沼区人字側巌字大ヶ谷戸 1346番 15 地先 2 いたま 1 見沼区人子 1 日 1 2番 1 1 地 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 0	- 2			-3 //4	さいたま市見沼区風渡野二丁目 5番 10 地先	
さいたま市見沼区風渡野二丁目 15 番 17 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 14 番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 14 番 18 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 18 番 4 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 8番 4 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 8番 3 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 3番 2 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 3番 2 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 1番 9 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 11番 9 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 11番 9 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 11番 11地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 13番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 13番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 6 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 12 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 6 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 12地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 12地先 さいたま市見沼区人字小深作字中島 687番 3 地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島 684番 40 地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島 691番 5 地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693番 1 地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693番 1 地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693番 1 地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693番 1 地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92番 3 地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92番 3 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 11地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 11地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 11地先	2.9	1 2	9 3	5	号 線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 15番1地先	
30 12936号線 さいたま市見沼区風波野二丁目14番18地先 さいたま市見沼区風波野二丁目8番3地先 さいたま市見沼区風波野一丁目3番2地先 さいたま市見沼区風波野一丁目3番2地先 さいたま市見沼区風波野一丁目3番2地先 さいたま市見沼区風波野一丁目13番1地先 さいたま市見沼区風波野一丁目11番9地た さいたま市見沼区風波野一丁目11番9地た さいたま市見沼区風波野一丁目13番1地先 さいたま市見沼区風波野一丁目13番1地先 さいたま市見沼区風波野一丁目13番1地先 さいたま市見沼区風波野一丁目16番1地 さいたま市見沼区風波野一丁目16番1地 さいたま市見沼区風波野一丁目16番6地先 さいたま市見沼区風波野一丁目16番6地先 さいたま市見沼区風波野一丁目16番6地先 さいたま市見沼区風波野一丁目16番6地先 さいたま市見沼区風波野一丁目16番6地先 さいたま市見沼区人字小深作字中島684番40地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島691番5地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島691番5地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島693番1地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島693番1地先 さいたま市見沼区大字風波野字新川西125番5地先 さいたま市見沼区大字風波野字新川西92番3地先 さいたま市見沼区大字風波野字新川西12番1地先 さいたま市見沼区大字側波野字新川西12番1地先 さいたま市見沼区大字側波野字新川西12番1地先 さいたま市見沼区大字側波野字新川西12番1地先 さいたま市見沼区大字側波野字新川西12番1地先 さいたま市見沼区人字側波野字新川西12番1地先					• A23-	さいたま市見沼区風渡野二丁目 15番 17 地先	
さいたま市見沼区風渡野二丁目 14番 18 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 8番 4 地先 3 2 1 2 9 3 8 号線	3 0	1 2	9 3	6	号 線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 14番1地先	
31							さいたま市見沼区風渡野二丁目 14番 18 地先
32 12938号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目3番2地先 33 12939分線 さいたま市見沼区風渡野一丁目3番1地先 34 12940号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目11番9地先 35 12941号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目10番11地先 36 12942号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目16番1地先 37 12943号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目16番6地先 37 12943号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島687番3地先 38 12944号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島691番5地先 39 12945号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島693番1地先 39 12945号線 さいたま市見沼区大字風渡野宇新川西12番5地先 さいたま市見沼区大字風渡野宇新川西92番3地先 さいたま市見沼区大字風渡野宇新川西92番3地先 40 12946号線 41 22602号線	3 1	1 2	9 3	7	号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目8番4地先	
32 1 2 9 3 8 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 3 番 2 地先 33 1 2 9 3 9 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 11 番 9 地先 34 1 2 9 4 0 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 10 番 11 地先 35 1 2 9 4 1 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 10 番 11 地先 36 1 2 9 4 2 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 13 番 13 地先 37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 687 番 3 地先 37 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 691番 5 地先 38 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 691番 5 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125番 5 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92番 3 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 11 地先 さいたま市見沼区大字側蕨字大ケ谷戸 1346番 15 地先 さいたま市見沼区大字側蕨字大ケ谷戸 1346番 15 地先							
33 1 2 9 3 9 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 11番9 地先 34 1 2 9 4 0 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 2番2 地先 35 1 2 9 4 1 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番11 地先 36 1 2 9 4 2 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番6 地先 37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 6地先 37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 687番3 地先 38 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 691番5 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693番1地先 39 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92番3 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番1地先 41 2 2 6 0 2 号線 さいたま市見沼区大字側渡野字方1346番15地先	3 2	1 2	9 3	8	号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目3番2地先	
33 1 2 9 3 9 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 11番 9 地先 34 1 2 9 4 0 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 2番 2 地先 35 1 2 9 4 1 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 3番 1 地先 36 1 2 9 4 2 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 6 地先 37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 12 地先 37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 687番 3 地先 38 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 691番 5 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125番 5 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92番 3 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 1地先 41 2 2 6 0 2 号線 さいたま市見沼区大字個渡野子大ヶ谷戸 1346番 15 地先							
34 1 2 9 4 0 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番 11 地先 35 1 2 9 4 1 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 13番 1 地先 36 1 2 9 4 2 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 6 地先 37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 12 地先 37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 687番 3 地先 38 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 684番 40 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125番 5 地先 30 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92番 3 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 1 地先 さいたま市見沼区大字側渡野子ケケ谷戸 1346番 15 地先	3 3	1 2	9 3	9	号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目3番1地先	
34 1 2 9 4 0 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 10 番 11 地先 35 1 2 9 4 1 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 3 番 1 地先 36 1 2 9 4 2 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16 番 6 地先 37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区人字小深作字中島 687 番 3 地先 37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 691 番 5 地先 38 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 684 番 40 地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693 番 1 地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125 番 5 地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92 番 3 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 11 地先 さいたま市見沼区大字側渡野子大ヶ谷戸 1346 番 15 地先							
35 1 2 9 4 1 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 13 番 13 地先 36 1 2 9 4 2 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16 番 6 地先 37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 687 番 3 地先 38 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 691 番 5 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693 番 1 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125 番 5 地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92 番 3 地先 さいたま市見沼区人字風渡野字新川西 92 番 3 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 1 地先 さいたま市見沼区人字鋼蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先 さいたま市見沼区大字鋼蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先	3 4	1 2	9 4	0	号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目2番2地先	
35 1 2 9 4 1 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 13 番 13 地先 36 1 2 9 4 2 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16 番 6 地先 37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 687 番 3 地先 38 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 691 番 5 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693 番 1 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92番 3 地先 41 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 1 地先 41 2 2 6 0 2 号線 さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346番 15 地先							
36 1 2 9 4 2 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16 番 6 地先 37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 687 番 3 地先 38 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 684 番 40 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693 番 1 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125 番 5 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 1 地先 よいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 11 地先 さいたま市見沼区大字 御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先	3 5	1 2	9 4	1	号線		
36 1 2 9 4 2 号線 さいたま市見沼区風渡野一丁目 16 番 12 地先 37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 687 番 3 地先 38 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 684 番 40 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693 番 1 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125 番 5 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 1 地先 41 2 2 6 0 2 号線 さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先							
37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 687 番 3 地先 38 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 684 番 40 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693 番 1 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125 番 5 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 11 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 11 地先 さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先	3 6	1 2	9 4	2	号線		
37 1 2 9 4 3 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 691 番 5 地先 38 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 684 番 40 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125 番 5 地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92 番 3 地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92 番 3 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 11 地先 さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先							
38 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 684 番 40 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125 番 5 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 1 地先 41 2 2 6 0 2 号線 さいたま市見沼区大字側蔵野二丁目 12 番 11 地先 41 2 2 6 0 2 号線 さいたま市見沼区大字側蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先	3 7	1 2	9 4	3	号線		
38 1 2 9 4 4 号線 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693 番 1 地先 39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125 番 5 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 1 地先 41 2 2 6 0 2 号線 さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先							
39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125 番 5 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 1 地先 41 2 2 6 0 2 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 11 地先 さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先	3 8	1 2	9 4	4	号線		
39 1 2 9 4 5 号線 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92 番 3 地先 40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 11 地先 さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先 41 2 2 6 0 2 号線							
40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12 番 11 地先 さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先 41 2 2 6 0 2 号線	3 9	1 2	9 4	5	号線		
40 1 2 9 4 6 号線 さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 11 地先 41 さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346番 15 地先 41 2 2 6 0 2 号線							
さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先 4 1 2 2 6 0 2 号線	4 0	1 2	9 4	6	号線		
41 22602号線							
さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 16 地先	4 1	2 2	6 0	2	号線		
						さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 16 地先	

さいたま市告示一覧(令和4年3月1日から同月15日まで)

4 2	4 1 7 1 1 号線	さいたま市西区大字土屋字下 66番1地先	
		さいたま市西区大字土屋字下 66番4地先	

さいたま市告示第398号

市道路線廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止したので、同条第3項の規定において準用する、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、北区及び見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、桜区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

#k-rm === 1	1万 (位 万						さいたま川女 相	小	男	八
整理番号	路線名						起点終点	重要な	よ経造	地
							さいたま市桜区大字下大久保字道下 397番1地先			
1	В	第	1	6	0	号 緕				
							さいたま市桜区大字下大久保字道ヶ谷戸89番2地先			
							さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 235 番 1 地先			
	_	-	0		_					
2	1	1	ь	1	1	号 緕				
							さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 245 番地先			
							さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 245 番地先			
3	1	1	6	1	8	号 緕				
							さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 246 番 1 地先			
							さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 261 番 1 地先			
4	1	1	6	1	9	号 緕				
1	1	1	O	1	J	, 3 , 161				
							さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 260 番地先			
							さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 263 番 3 地先			
5	1	1	6	2	0	号 緕				
	_	_	Ü	_	Ü	.2 /12]				
							さいたま市見沼区大字小深作字中島 691番1地先			
							さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 683 番 1 地先			
6	1	1	Q	6	6	号 紡				
	1	1	J	J	J	· 3 /13]				
							さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 754番1地先			
							さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 753 番 1 地先			
7	1	1	a	6	7	号 紡				
	1	1	9	U	'	夕附				
							さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 753 番 1 地先			
0	1	1	0	e	O	旦、炉	さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 763 番地先			
8	1	1	Э	О	ŏ	号絲				

		さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 762 番地先
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 767 番 2 地先
9	1 1 9 6 9 号線	
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 765 番 2 地先
1 0	1 1 9 7 3 号線	さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 772 番地先
1 0	1197350	さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 770 番地先
	1 1 0 7 4 日 始	さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 698 番地先
1 1	1 1 9 7 4 号線(一部廃止)	さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 711 番 3 地先
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 771 番 2 地先
1 2	1 1 9 7 5 号線	
1 2		
		さいたま市見沼区大字小深作字中島 693 番 1 地先
1 3	1 1 9 7 7 号線	さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 131 番地先
		さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92番 3 地先
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 695 番 1 地先
1 4	1 1 9 7 8 号線	
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 687 番 4 地先
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 205 番 2 地先
1 5	1 1 9 7 9 号線	
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 260 番地先
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 232 番 5 地先
1 6	1 1 9 8 1 号線	
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 238 番地先
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 203 番 1 地先
1 7	1 1 9 8 2 号線	
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 280 番 2 地先
1 8	1 1 9 8 3 号線	さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 212 番 1 地先

さいたま市告示一覧(令和4年3月1日から同月15日まで)

		さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 207 番地先
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 205 番 2 地先
1 9	1 1 9 8 4 号線	
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 206 番地先
		さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 140 番地先
2 0	1 1 9 8 5 号線	
		さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 152 番地先
		さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東 243 番地先
2 1	1 1 9 8 6 号線	
		さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 131 番地先
		さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 163 番 1 地先
2 2	1 1 9 8 7 号線	
		さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 158 番 2 地先
		さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 172 番地先
2 3	1 1 9 8 8 号線	
		さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 160 番 2 地先
		さいたま市北区奈良町 77番1地先
2 4	3 0 7 1 0 号線	
		さいたま市北区奈良町 76番3地先
2 2	1 1 9 8 7 号線	さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 131 番地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 163 番 1 地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 158 番 2 地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 172 番地先 さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 160 番 2 地先 さいたま市北区奈良町 77 番 1 地先

さいたま市告示第399号

道路の区域の決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区及び見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、中央区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

路線名	区間	幅員(m)	延長(m)
	さいたま市緑区道祖土四丁目 19番9地先	6.00	
J 第 4 9 3 号線		\sim	123.81
	さいたま市緑区道祖土四丁目 19番8地先	6.60	
	さいたま市緑区道祖土四丁目 19番 18 地先	4 00	00.00
J 第 4 9 4 号線	さいたま市緑区道祖土四丁目 19番 21 地先	4. 00	30. 92
	さいたま市中央区大戸三丁目 279番 12 地先		
第 7 9 0 号線		4.00	50.45
	さいたま市中央区大戸三丁目 279 番 11 地先		
1 2 9 1 0 号線	さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 13 地先	4. 00	50. 99
	さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 19 地先	4.00	00. 33
	さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 14 地先		
1 2 9 1 1 号線	さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 16 地先	4. 00	25. 17
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番 15 地先		
1 2 9 1 2 号線		12.00	94. 02
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番 11 地先		
1 0 0 1 0 日始	さいたま市見沼区風渡野一丁目 11番9地先	0.00	00.60
1 2 9 1 3 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 11番8地先	9. 00	32. 62
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 5番 5 地先	6. 00	
1 2 9 1 4 号線	CV 1.C3 中元伯色風仮丸 「日り笛り地儿	\sim	305. 45
	さいたま市見沼区風渡野一丁目2番6地先	10. 99	
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 1番 10 地先		
1 2 9 1 5 号線		6.00	62. 24
	さいたま市見沼区風渡野一丁目2番6地先		
1 2 9 1 6 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目8番14地先	6.00	64. 29
	さいたま市見沼区風渡野一丁目8番8地先		

1 2 9 1 7 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番1地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番15地先	6. 00	121. 20
1 2 9 1 8 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目2番1地先さいたま市見沼区風渡野二丁目2番18地先	6. 00	113. 43
1 2 9 1 9 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目1番5地先さいたま市見沼区風渡野二丁目2番16地先	6. 00	107. 80
1 2 9 2 0 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 9番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 9番 6 地先	6.00	68. 08
1 2 9 2 1 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 10番 19地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 9番 5地先	6. 00	108. 00
1 2 9 2 2 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目5番5地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目5番1地先	6. 00	104. 24
1 2 9 2 3 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 4番 1 地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目 15番 12 地先	6. 00	602. 96
1 2 9 2 4 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 5番8地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 5番5地先	6.00	126. 23
1 2 9 2 5 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目7番4地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目6番9地先	6. 00	157. 55
1 2 9 2 6 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 13番1地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 15番1地先	6. 00	85. 63
1 2 9 2 7 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 13番1地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 13番6地先	6. 00	88. 56
1 2 9 2 8 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 14番1地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 14番7地先	6. 00	39. 00
1 2 9 2 9 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 12番 10地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 14番 6地先	6. 00	134. 23
1 2 9 3 0 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 20 地先さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 17 地先	6. 00	73. 07
12931号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目4番6地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目4番4地先	6.00	75. 98

1	2	9 :	3 2	: 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目5番19地先	6, 00	104. 32
1		<i>J</i> (, 2		さいたま市見沼区風渡野二丁目5番11地先	0.00	104. 02
1	0	0 1		ロ. 始	さいたま市見沼区風渡野二丁目3番22先	<i>c</i> 00	25.00
	Z	9 3	ე ქ	号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目3番19地先	6.00	35. 99
					さいたま市見沼区風渡野二丁目6番17地先		
	2	9 ;	34	. 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 5番 10 地先	6.00	131. 98
				D /4	さいたま市見沼区風渡野二丁目 15番1地先		
1	2	9 3	3 5	5 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 15番 17 地先	6.00	36.04
					さいたま市見沼区風渡野二丁目 14番1 地先		
1	2	9 3	3 6	5 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 14番 18 地先	6. 00	35. 58
					さいたま市見沼区風渡野二丁目8番4地先		
1	2	9 3	3 7	'号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目8番3地先	4.00	37. 21
					さいたま市見沼区風渡野一丁目3番2地先		
1	2	9 3	3 8	号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目3番2地先	4.00	29. 24
					さいたま市見沼区風渡野一丁目3番1地先	6.82	
1	2	9 3	3 9 号線		~	235. 14	
					でいたより光伯色風波丸 リロコエ雷・地元	20. 19	
1	2	9 4	4 O	号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目2番2地先	6.82 ∼	233. 79
	_			. J 1/11	さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番 11 地先	15. 68	
					さいたま市見沼区風渡野二丁目3番1地先	16.00	
1	2	9 4	1 1	号線	 さいたま市見沼区風渡野二丁目 13 番 13 地先	~	257. 26
						22. 75	
1	2	9 4	1 2	2 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番6地先	4.00	59.68
					さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 12 地先	1 00	
1	2	9 4	13	号線	さいたま市見沼区大字小深作字中島 687番3地先	1.82 ∼	142. 13
	_	943万脉	さいたま市見沼区大字小深作字中島 691 番 5 地先	2. 92	**		
					さいたま市見沼区大字小深作字中島 684 番 40 地先	1.82	
1	2	9 4	9 4 4 号線	 さいたま市見沼区大字小深作字中島 693 番 1 地先	~	143.74	
					さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125 番 5 地先	4.00	
1	2	9 4	1 5	5 号線		2.91 ~	193. 50
					さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92番 3 地先		

さいたま市告示一覧(令和4年3月1日から同月15日まで)

		4. 00	
1 2 9 4 6 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番1地先	6.00	102 17
1 2 9 4 0 万脉	さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 11 地先	6. 00	103. 17
	さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先		
2 2 6 0 2 号線		4.50	97.05
	さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 16 地先		
4 1 7 1 1 7 1	さいたま市西区大字土屋字下 66番1地先	4 00	40.00
4 1 7 1 1 号線	さいたま市西区大字土屋字下 66番4地先	4. 00	49. 38

さいたま市告示第400号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し たので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建 設局北部建設事務所土木管理課において、桜区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理 課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 道路の種類 県道

		変更前	幅員	
路線名	区間	変更後	mm 兵 (m)	延長(m)
	といたま市見沼区大和田町一丁目 790番3地先	发入区	19. 96	
	で、たま印光伯区八和田町 1日190番3地九	前	19. 90 ~	157. 34
	さいたま市見沼区大字南中丸字八幡 379 番 1 地先	נים	20.03	101.01
さいたま川口線	さいたま市見沼区大和田町一丁目 790番3地先		25. 00	
		後	~	157. 34
	さいたま市見沼区大字南中丸字八幡 379 番 1 地先		27.00	
	さいたま市見沼区大和田町一丁目 221番9地先		8. 30	
		前	~	777.47
	さいたま市見沼区大和田町一丁目 1155 番 1 地先		16.40	
	さいたま市見沼区大和田町一丁目 221 番 9 地先		25.00	
		後	\sim	777.47
さいたま春日部線	さいたま市見沼区大和田町一丁目 1155 番 1 地先		32.50	
	さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番9地先		8.31	
		前	\sim	346. 78
	さいたま市見沼区風渡野二丁目 14番 10 地先		12.44	
	さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番9地先		16. 97	
	さいたま市見沼区風渡野二丁目 14番 10地先	後	~	346. 78
			20.68	
	さいたま市見沼区大和田町一丁目 721番 1 地先	前	23, 62	29. 93
	さいたま市見沼区大和田町一丁目 721番 1 地先	月リ	23.02	29.93
さいたま菖蒲線	さいたま市見沼区大和田町一丁目 721番1地先			
	で、たより先行区八和田町 1日121番1地九	後	23. 71	0.00
	さいたま市見沼区大和田町一丁目 721番1地先		20	0.00
	さいたま市桜区大字下大久保字道下 361 番地先		29. 64	
		前	~	274. 85
ナンヤナ海岸や	さいたま市桜区大字下大久保字道下 361 番地先		30.64	
さいたま鴻巣線	さいたま市桜区大字下大久保字道下 361 番地先		30.00	
		後	\sim	274. 85
	さいたま市桜区大字下大久保字道下 361 番地先		31.87	

路線名	区間	変更前変更後	幅員 (m)	延長(m)
	さいたま市桜区大字五関字中島 550 番 1 地先	前	2. 80	47. 00
A 第 2 5 7 号線	さいたま市桜区大字五関字中島 550番1地先			
	さいたま市桜区大字五関字中島 550 番 1 地先	後	4. 00	47. 00
	さいたま市桜区大字五関字中島 550 番 1 地先			
	さいたま市桜区大字五関字中島 558 番 6 地先	前	2. 40	124. 10
A 第 2 5 8 号線	さいたま市桜区大字五関字中島 401番1地先			
	さいたま市桜区大字五関字中島 558 番 6 地先	後	3. 20 ∼	124. 10
	さいたま市桜区大字五関字中島 401 番 1 地先		4. 00	
	さいたま市桜区栄和一丁目80番6地先		5. 37	
	さいたま市桜区道場二丁目 1063 番 2 地先	前	~ 6. 00	111. 14
B 第 1 6 3 号線	さいたま市桜区栄和一丁目80番6地先		5. 61	
		後	~	111.14
	さいたま市桜区道場二丁目 1063 番 2 地先		7. 00	
	さいたま市桜区栄和一丁目 439 番 1 地先	前	4. 49 ~	103. 13
	さいたま市桜区道場二丁目 15番1地先	ויוו	5. 00	105. 15
B 第 1 8 4 号線	さいたま市桜区栄和一丁目 439 番 1 地先	44.	4. 50	100 10
	さいたま市桜区道場二丁目 15 番 1 地先	後	~ 7. 16	103. 13
	さいたま市桜区栄和六丁目 422 番 1 地先		6. 37	
	さいたま市桜区中島四丁目 375番1地先	前	~ 7. 08	1056.37
B 第 1 9 6 号線	さいたま市桜区栄和六丁目 423 番 1 地先		30.00	
		後	~	1087. 28
	さいたま市桜区中島四丁目 375 番 1 地先		30.02	
	さいたま市緑区大字寺山字中郷 928 番 1 地先	<u> </u>	2.70	010 10
	さいたま市緑区大字寺山字天久保 847 番 3 地先	前	~ 3.60	219. 10
〇第111号線	さいたま市緑区大字寺山字中郷 928 番 1 地先		3. 30	
		後	~	219. 10
	さいたま市緑区大字寺山字天久保 847番3地先		4.00	
	さいたま市見沼区大和田二丁目 1575 番 2 地先	24	0.10	67.00
1 1 0 0 0 0 0 4	さいたま市見沼区大和田二丁目 1573 番 1 地先	前	2. 12	67. 38
1 1 2 2 3 号線	さいたま市見沼区大和田二丁目 1575 番 2 地先		4. 00	
	ナハをナギ日辺区上記 ローブロ 1570 で・1h 中	後	~	67.38
	さいたま市見沼区大和田二丁目 1573 番 1 地先		4. 05	

	Т	1		
	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1575 番 1 地先	34.	2. 12	00.01
	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1578 番 2 地先	前	\sim 2.14	98. 81
1 1 2 2 6 号線	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1575 番 1 地先		3. 07	
	CV /CS用光相區//相面// 二丁目 1010 面 1 起光	後	~	98.81
	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1578 番 2 地先		4. 02	
	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1265 番7地先		6. 21	
		前	~	50.02
1 1 2 6 5 号線	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1265 番 2 地先		6. 22	
	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1265 番 6 地先	後	8. 12	50.02
	 さいたま市見沼区大和田町二丁目 1264 番 1 地先		0.12	00.02
	さいたま市見沼区大字小深作字中島 686 番 1 地先		1.82	
		前	~	88.46
111972号線	さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 21 地先		1.83	
	さいたま市見沼区大字小深作字中島 686 番 1 地先	341	4 00	00 46
	 さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 21 地先	後	4. 00	88. 46
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番17地先		1.82	
		前	~	300.68
111976号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目5番5地先		2. 97	
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 17地先		2. 91	
	さいたま市見沼区風渡野一丁目5番5地先	後	~ 4. 06	300.68
	さいたま市見沼区風渡野二丁目 10番 19 地先		4.00	
	でいたより元仙色/成仮列 一丁山 10 田 10 地九	前	1. 79	32. 10
11980号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 10番 20地先			
119005	さいたま市見沼区風渡野二丁目 10番 19地先		2. 99	
	ナルキナオ月辺区国施服一丁日 10 乗 90 世生	後	~	32. 10
	さいたま市見沼区風渡野二丁目 10番 20 地先 さいたま市見沼区大字南中丸字下高井 64番 4 地先		4.00	
	でいたよ甲元石匹八十円甲八十下筒井 04 省 4 地元	前	2. 91	44. 48
	さいたま市見沼区大字南中丸字下高井 62番1地先	""		
20436号線	さいたま市見沼区大字南中丸字下高井 64番4地先		4.00	
		後	~	44. 48
	さいたま市見沼区大字南中丸字下高井62番1地先		4. 12	
	さいたま市見沼区大字南中丸字下高井 42 番 6 地先	前	1.82	47. 39
	 さいたま市見沼区大字南中丸字下高井 42 番 5 地先	日山	1.02	41.09
20438号線	さいたま市見沼区大字南中丸字下高井42番6地先		4.00	
		後	\sim	47. 39
	さいたま市見沼区大字南中丸字下高井 42 番 5 地先		4. 23	
	さいたま市見沼区大字中川字大山 1110 番 24 地先	24	4.01	E1 00
20450号線	さいたま市見沼区大字中川字大山 1110 番 5 地先	前	~ 5. 16	51. 22
	こ、によ中心旧色スチー/リナス円 1110 笛 0 地方		0.10	

•		1		
	さいたま市見沼区大字中川字大山 1110 番 24 地先	250	4. 64	E1 00
	 さいたま市見沼区大字中川字大山 1110 番 5 地先	後	~ 5. 16	51. 22
	さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1421 番 2 地先			
		前	1.82	32.42
0 1 4 0 4 日始	さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1421 番 1 地先			
2 1 4 9 4 号線	さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1421 番 2 地先			
		後	4.00	32.42
	さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1421 番 1 地先			
	さいたま市見沼区染谷二丁目 350番1地先		7. 14	
	よいよ ナナロ 辺に効 かって口 050 ボュルサ	前	~	138. 22
22029号線	さいたま市見沼区染谷二丁目 350 番 1 地先		41. 25	
	さいたま市見沼区染谷二丁目 350番1地先	後	13. 61 ~	138. 22
	 さいたま市見沼区染谷二丁目 350 番 1 地先	1友	102. 88	130. 44
	さいたま市北区奈良町 101番1地先		3. 00	
	CV /CS用相图从及例 101 面 1 起光	前	~	58. 43
	さいたま市北区奈良町 101番 2 地先	17.7	3.01	
3 0 6 8 2 号線	さいたま市北区奈良町 101番1地先		3.50	
		後	\sim	58.43
	さいたま市北区奈良町 101番2地先		4.01	
	さいたま市西区宮前町 2083 番 1 地先		1.81	
		前	\sim	63.36
3 1 0 7 0 号線	さいたま市西区宮前町 2081 番 1 地先		1.82	
	さいたま市西区宮前町 2083 番 1 地先			
	さいたま市西区宮前町 2081 番 1 地先	後	4. 00	63.36
			2 64	
	さいたま市大宮区三橋二丁目 151 番 13 地先	前	3. 64 ∼	53. 77
	 さいたま市大宮区三橋二丁目 149 番 1 地先	נינו	4. 01	00.11
40160号線	さいたま市大宮区三橋二丁目 151番 13 地先		4. 01	
		後	~	53.77
	さいたま市大宮区三橋二丁目 149 番 1 地先		4. 19	
	さいたま市西区大字島根字下根切 294 番 1 地先		3. 50	
		前	~	28.07
40455号線	さいたま市西区大字島根字下根切 294 番 1 地先		3. 52	
- 3 1/34	さいたま市西区大字島根字下根切 294番1地先			05 5
	大小女子中国区十字自相字下相切 904 至 1 44 件	後	4. 00	28. 07
	さいたま市西区大字島根字下根切 294 番 1 地先		2.00	
	さいたま市西区大字中野林字中郷 620 番 1 地先	前	3.00 ~	73. 98
	 さいたま市西区大字中野林字中郷 615 番 3 地先	Hil	3. 02	10.90
40599号線	さいたま市西区大字中野林字中郷 620 番 1 地先		4. 00	
		後	~	73. 98
	さいたま市西区大字中野林字中郷 615番3地先		4. 01	

さいたま市告示一覧(令和4年3月1日から同月15日まで)

	さいたま市岩槻区大字金重字西 307 番 1 地先		1.82	
		前	\sim	125.66
000円始	さいたま市岩槻区大字金重字西 296 地先		4. 12	
2 2 2 9 号線	さいたま市岩槻区大字金重字西 307 番 1 地先		1.82	
		後	\sim	125.66
	さいたま市岩槻区大字金重字西 296 地先		4.82	
	さいたま市岩槻区大字柏崎字下組2番1地先		2.72	
		前	\sim	65.60
	さいたま市岩槻区大字柏崎字下組6番1地先		2.73	
3 3 3 1 号線	さいたま市岩槻区大字柏崎字下組2番1地先		4.00	
		後	\sim	65.60
	さいたま市岩槻区大字柏崎字下組6番1地先		4.02	

さいたま市告示第401号

歩行者専用道路の指定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第3項の規定に基づき、次のように歩行者専用道路を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

路線名			区間	指定年月日	
1 9	Q	2 7	'号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目8番4地先	令和4年3月14日
l Z	Э	<i>ა 1</i>	夕 冰	さいたま市見沼区風渡野二丁目8番3地先	节和4年3月14日
1 9	0	20	号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目3番2地先	令和 4 年 3 月 14 日
L Z	Э	JO	7 形	さいたま市見沼区風渡野一丁目3番2地先	TP /H 4 + 3 月 14 日

さいたま市告示第402号

道路の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、桜区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 道路の種類 県道

路線名	区間	供用開始年月日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番9地先	
さいたま春日部線		令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目 14番 10 地先	
	さいたま市大宮区大門町一丁目 24番6地先	
大宮停車場線		令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市大宮区大門町一丁目4番1地先	
	さいたま市大宮区大門町二丁目 94番1地先	
新方須賀さいたま線		令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市大宮区大門町二丁目 81番2地先	

2 道路の種類 市道

,		
路線名	区間	供用開始年月日
A 第 2 5 7 号線	さいたま市桜区大字五関字中島 550番1地先さいたま市桜区大字五関字中島 550番1地先	令和 4 年 3 月 15 日
A 第 2 5 8 号線	さいたま市桜区大字五関字中島 558 番 6 地先さいたま市桜区大字五関字中島 401 番 1 地先	令和 4 年 3 月 15 日
J 第 4 9 3 号線	さいたま市緑区道祖土四丁目 19番9地先さいたま市緑区道祖土四丁目 19番8地先	令和 4 年 3 月 15 日
J 第 4 9 4 号 線	さいたま市緑区道祖土四丁目 19番 18 地先さいたま市緑区道祖土四丁目 19番 21 地先	令和 4 年 3 月 15 日
O 第 1 1 1 号線	さいたま市緑区大字寺山字中郷 928 番 1 地先 さいたま市緑区大字寺山字天久保 847 番 3 地先	令和 4 年 3 月 15 日
第790号線	さいたま市中央区大戸三丁目 279番 12 地先さいたま市中央区大戸三丁目 279番 11 地先	令和 4 年 3 月 15 日
1 1 2 2 3 号線	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1575 番 2 地先 さいたま市見沼区大和田町二丁目 1573 番 1 地先	令和4年3月15日
1 1 2 2 6 号線	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1575 番 1 地先	令和 4 年 3 月 15 日

	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1578 番 2 地先	
	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1265 番 6 地先	
1 1 2 6 5 号線		令和4年3月15日
	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1264番1地先 さいたま市見沼区大字小深作字中島 686番1地先	
1 1 9 7 2 号線	CV·/Cよ用允伯区八十小体 十十一一	 令和 4 年 3 月 15 日
1 1 0 . 1 3 ///	 さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 21 地先	
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 17 地先	
1 1 9 7 6 号線		令和4年3月15日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目5番5地先	
1 1 9 8 0 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 10番 19地先	 令和 4 年 3 月 15 日
	 さいたま市見沼区風渡野二丁目 10 番 20 地先	13 HH 1 1 0 7 1 10 H
	さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 13 地先	
1 2 9 1 0 号線		令和4年3月15日
	さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 19 地先	
1 2 9 1 1 号線	さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 14 地先	 令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区大字小深作字中島 690 番 16 地先	11/11 4 - 9 /1 10 1
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番 15地先	
1 2 9 1 2 号線		令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番 11 地先	
1 2 9 1 3 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 11 番 9 地先	令和 4 年 3 月 15 日
	 さいたま市見沼区風渡野一丁目 11 番 8 地先	7744年3月13日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目5番5地先	
1 2 9 1 4 号線		令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目2番6地先	
1 2 9 1 5 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 1 番 10 地先	令和 4 年 3 月 15 日
	 さいたま市見沼区風渡野一丁目2番6地先	7744年3月13日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目8番14地先	
1 2 9 1 6 号線		令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目8番8地先	
1 2 9 1 7 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番1地先	令和 4 年 3 月 15 日
	 さいたま市見沼区風渡野一丁目 10 番 15 地先	77714 十 3 月 13 日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目2番1地先	
1 2 9 1 8 号線		令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目2番18地先	
1 2 9 1 9 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目1番5地先	令和 4 年 3 月 15 日
1 2 3 1 3 万 楙	 さいたま市見沼区風渡野二丁目 2 番 16 地先	77日4 平 3 月 13 日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目9番1地先	
1 2 9 2 0 号線		令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目9番6地先	

1 2 9 2 1 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 10番 19 地先	令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目9番5地先	
1 2 9 2 2 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目5番5地先	△和 4 年 2 日 15 日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目5番1地先	令和 4 年 3 月 15 日
1 0 0 0 0 日始	さいたま市見沼区風渡野一丁目4番1地先	^ - + + - 0 - 0 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
1 2 9 2 3 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 15番 12 地先	令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目5番8地先	A = - 1
12924号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目5番5地先	令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目7番4地先	
1 2 9 2 5 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目6番9地先	令和4年3月15日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 13番1地先	
1 2 9 2 6 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 15番1地先	令和4年3月15日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 13 番 1 地先	
1 2 9 2 7 号線		令和4年3月15日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 13 番 6 地先 さいたま市見沼区風渡野一丁目 14 番 1 地先	
1 2 9 2 8 号線	さいたま印見名区風優野― 」日 14 番 1 地元	令和4年3月15日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 14番7地先	
1 2 9 2 9 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 12番 10地先	令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 14番6地先	10 1
1 2 9 3 0 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 20地先	令和 4 年 3 月 15 日
129305/198	さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番 17地先	774443月15日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目4番6地先	
1 2 9 3 1 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目4番4地先	令和4年3月15日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目5番19地先	
1 2 9 3 2 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 5番 11 地先	令和4年3月15日
	さいたま市兄沼区風渡野二丁目3番11地元 さいたま市見沼区風渡野二丁目3番22先	
1 2 9 3 3 号線		令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目3番19地先 さいたま市見沼区風渡野二丁目6番17地先	
1 2 9 3 4 号線		令和4年3月15日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目5番10地先	
1 2 9 3 5 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 15番1地先	令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目 15番 17 地先	- /4 20
1 2 9 3 6 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 14番1地先	令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目 14番 18 地先	1774440月10日

1 2 9 3 7 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目8番4地先	令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目8番3地先	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
1 0 0 0 0 日始	さいたま市見沼区風渡野一丁目3番2地先	Λ.Τ. 4. T. 0. Π. 1.Ε. Π.
1 2 9 3 8 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目3番2地先	令和 4 年 3 月 15 日
1 0 0 0 0 0	さいたま市見沼区風渡野一丁目3番1地先	A
1 2 9 3 9 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 11番9地先	令和 4 年 3 月 15 日
1 0 0 1 0 9 10	さいたま市見沼区風渡野一丁目2番2地先	AT- 4 T- 0 D- 15 D
1 2 9 4 0 号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 10番 11 地先	令和 4 年 3 月 15 日
1 0 0 4 1 日 %自	さいたま市見沼区風渡野二丁目3番1地先	<u> </u>
1 2 9 4 1 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 13 番 13 地先	令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区風渡野一丁目 16番6地先	
12942号線	さいたま市見沼区風渡野一丁目 16 番 12 地先	令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区大字小深作字中島 687番3地先	
1 2 9 4 3 号線	さいたま市見沼区大字小深作字中島 691 番 5 地先	令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区大字小深作字中島 684 番 40 地先	
1 2 9 4 4 号線	さいたま市見沼区大字小深作字中島 693 番 1 地先	令和4年3月15日
	さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 125番 5 地先	
1 2 9 4 5 号線	さいたま市見沼区大字風渡野字新川西 92 番 3 地先	令和4年3月15日
	さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番1地先	
1 2 9 4 6 号線	さいたま市見沼区風渡野二丁目 12番 11 地先	令和4年3月15日
	さいたま市大宮区大門町二丁目31番1地先	
2 0 0 5 5 号線	さいたま市大宮区大門町二丁目 30番4地先	令和4年3月15日
	さいたま市見沼区大字南中丸字下高井64番4地先	
2 0 4 3 6 号線		令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区大字南中丸字下高井 62 番 1 地先 さいたま市見沼区大字南中丸字下高井 42 番 6 地先	
2 0 4 3 8 号線	Cヾ によ甲丸和巨八十用T九十 同才 44 偖 0 地儿	令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区大字南中丸字下高井42番5地先	
20450号線	さいたま市見沼区大字中川字大山 1110 番 24 地先	 令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区大字中川字大山 1110 番 5 地先	7. II. 2 0 / 1 TO H
2 1 4 9 4 号線	さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1421 番 2 地先	令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1421 番 1 地先	17744十3月19日
	さいたま市見沼区染谷二丁目 350番1地先	AT- 1 T- 0 F 1- F
22029号線	さいたま市見沼区染谷二丁目 350番1地先	令和 4 年 3 月 15 日
		I

さいたま市告示一覧(令和4年3月1日から同月15日まで)

2 2 6 0 2 号線	さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 15 地先	令和 4 年 3 月 15 日
22002万麻		〒和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸 1346 番 16 地先	
	さいたま市北区奈良町 101 番 1 地先	
3 0 6 8 2 号線		令和4年3月15日
	さいたま市北区奈良町 101 番 2 地先	
	さいたま市西区宮前町 2083 番 1 地先	
3 1 0 7 0 号線		令和4年3月15日
	さいたま市西区宮前町 2081 番 1 地先	
	さいたま市大宮区三橋二丁目 151番 13 地先	
4 0 1 6 0 号線		令和4年3月15日
	さいたま市大宮区三橋二丁目 149番1地先	
	さいたま市西区大字島根字下根切 294番1地先	
4 0 4 5 5 号線		令和4年3月15日
	さいたま市西区大字島根字下根切 294番1地先	
	さいたま市西区大字中野林字中郷 620 番 1 地先	
4 0 5 9 9 号線		令和 4 年 3 月 15 日
	さいたま市西区大字中野林字中郷 615番3地先	
	さいたま市西区大字土屋字下 66 番 1 地先	
4 1 7 1 1 号線		令和4年3月15日
	さいたま市西区大字土屋字下 66 番 4 地先	
	さいたま市岩槻区大字金重字西 307 番 1 地先	
2 2 2 9 号線		令和4年3月15日
	さいたま市岩槻区大字金重字西 296 地先	
	さいたま市岩槻区大字柏崎字下組2番1地先	
3 3 3 1 号線		令和4年3月15日
	さいたま市岩槻区大字柏崎字下組6番1地先	

さいたま市告示第403号

道路の供用廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 道路の種類 市道

路線名	区間	供用廃止年月日
1 1 9 7 4 号線(一部廃止)	さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 698 番地先さいたま市見沼区大字風渡野字往還上東 711 番 3 地先	令和4年3月14日

さいたま市告示第404号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年3月14日

道路の種類	路線名	区間	指定の部 分
県道 川口上尾線	さいたま市大宮区天沼町二丁目 545番1地先から	1. 元始	
	川口上尾椒	さいたま市大宮区天沼町二丁目 456 番 7 地先まで	上下線
市道	20280線	さいたま市大宮区北袋町一丁目 600 番地先から	1. 元始
		さいたま市大宮区北袋町一丁目 197番7地先まで	上下線

さいたま市告示第405号

さいたま市産業立地促進補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 令和4年3月14日

さいたま市産業立地促進補助金交付要綱の一部を改正する告示

さいたま市産業立地促進補助金交付要綱(平成17年さいたま市告示第908号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (定義) (定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語 | 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。 の意義は、当該各号に定めるところによる。 $(1)\sim(6)$ 「略] $(1)\sim(6)$ 「略] (7) 立地 市内に研究開発機能等を有する自己所 (7) 立地 市内に研究開発機能等を有する自己所 有の事業所等を新たに開設(1年を超えない期 有の事業所等を新たに開設し、補助対象業種を 間の賃貸借契約による事業所等の開設を経て、 営むことをいう。 当該事業所等を自己所有とする場合を含む。) をし、補助対象業種を営むことをいう。 (8)~(13) 「略] $(8)\sim(13)$ 「略〕 (補助対象事業者) (補助対象事業者) 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助 | 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助 対象事業者」という。)は、立地する者で、次に 対象事業者」という。)は、立地する者で、次に 掲げる全ての要件(中小企業者にあっては、第1 掲げる全ての要件(中小企業者にあっては、第1 号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる要 号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる要 件)を満たすものとする。 件)を満たすものとする。 $(1)\sim(4)$ [略] $(1)\sim(4)$ [略] (5) 当該事業所等がさいたま市産業進出促進事業 所等賃借料補助金交付要綱(平成18年さいた ま市告示第108号)第16条の規定による補 助金の交付を受けていないこと。 (6) 「略] 「略〕 (5) (7)[略] [略] (6) 「略] (8) 「略〕 (7)

2 [略]

附則

(施行期日)

[略]

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市産業立地促進補助金交付要綱の規定は、この 告示の施行の日以後に市長の事業計画の確認を受ける補助金の交付について適用し、 同日前に市長の事業計画の確認を受けた補助金の交付については、なお従前の例に よる。

さいたま市告示第406号

さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 令和4年3月14日

さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱の一部を改正する告示 さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱(平成18年さいたま市告 示第108号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助 対象事業者」という。)は、進出する者で、次に 掲げる全ての要件を満たすものとする。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

(4) 当該事業所等がさいたま市産業立地促進補助 金交付要綱(平成17年さいたま市告示第90 8号) 第16条の規定による補助金の交付を受 けないこと。

「略] (5)

(6)「略]

2 「略]

(補助対象経費)

第4条 [略]

2 前項の賃借料には、補助対象事業者が、当該補 助対象事業者の親会社(会社法(平成17年法律 第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。) で、当該補助対象事業者が第7条の事業計画を 市長に提出する日の属する事業年度の前年度につ いて、当該補助対象事業者を含む企業集団に係る 連結計算書類(同法第444条第1項に規定する 連結計算書類をいう。) を作成したものの事業所 等(さいたま市産業立地促進補助金交付要綱第2 条第7号に規定する立地に係る事業所等に限る。) を賃借した場合における賃借料を含まないもの とする。

(企業の進出実績の報告及び補助金の交付申請)

第11条 第8条第1項又は第9条第2項の規定に | 第11条 第8条第1項又は第9条第2項の規定に より適合する旨の通知を受けた補助対象事業者は、 企業の進出後12月以内にその実績の報告を行う とともに、別に定める交付申請書類により補助金

改正前

(補助対象事業者)

|第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助 対象事業者」という。)は、進出する者で、次に 掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)~(3) 「略]

「略] (4)

(5)「略]

2 [略]

(補助対象経費)

第4条 [略]

2 前項の賃借料には、補助対象事業者が、当該補 助対象事業者の親会社(会社法(平成17年法律 第86号) 第2条第4号に規定する親会社をいう。) で、当該補助対象事業者が第7条の事業計画を 市長に提出する日の属する事業年度の前年度につ いて、当該補助対象事業者を含む企業集団に係る 連結計算書類(同法第444条第1項に規定する 連結計算書類をいう。) を作成したものの事業所 等(さいたま市産業立地促進補助金交付要綱(平 成17年さいたま市告示第908号)第2条第7 号に規定する立地に係る事業所等に限る。)を賃 借した場合における賃借料を含まないものとする。

(企業の進出実績の報告及び補助金の交付申請)

より適合する旨の通知を受けた補助対象事業者は、 企業の進出後2月以内にその実績の報告を行うと ともに、別に定める交付申請書類により補助金の の交付の申請(以下「交付申請」という。)を行 わなければならない。 交付の申請(以下「交付申請」という。)を行わなければならない。<u>ただし、合併、分割その他の事由により、1年以上の事業実績を有する事業を</u>承継するために新たな法人を設立した補助対象事業者にあっては、6月以内に交付申請を行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱 (以下「改正後の告示」という。)第3条の規定は、この告示の施行の日以後に市長 の事業計画の確認を受ける補助金の交付について適用し、同日前に市長の事業計画 の確認を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 改正後の告示第11条の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の 交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例 による。

さいたま市告示第407号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月15日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市桜区中島一丁目1009番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号令和4年2月21日第変2S2O21035号
- 4 検査済証番号 令和4年3月14日 第 完 - S 2 0 2 1 0 3 5 号

さいたま市告示第408号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和4年3月15日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区中島三丁目508番1
- (2) 指定の年月日 令和4年3月15日
- (3) 指定の番号 第南21-041号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 16.99m

さいたま市告示第409号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の 規定により、都市計画事業の事業計画の変更の告示があったので、同法第66条の規定により、次の とおり公告する。

令和4年3月15日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 都市計画事業の種類及び名称 さいたま都市計画道路事業3・3・11号 産業道路
- 2 施行者の名称 さいたま市
- 3 事務所の所在地 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区天沼町1丁目地内

(2) 使用の部分

なし

さいたま市告示第410号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の 規定により、都市計画事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規 定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月15日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 都市計画事業の種類及び名称 さいたま都市計画道路事業3・3・11号 産業道路
- 2 縦覧場所

さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課

さいたま市告示第411号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の 規定により、都市計画事業の事業計画の変更の告示があったので、同法第66条の規定により、次の とおり公告する。

令和4年3月15日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 都市計画事業の種類及び名称 さいたま都市計画道路事業3・4・135号 岩槻駅西口駅前通り線
- 2 施行者の名称
- さいたま市 3 事務所の所在地

さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分

埼玉県さいたま市岩槻区西町2丁目、西町3丁目、大字岩槻及び大字箕輪地内

(2) 使用の部分

なし

さいたま市告示第412号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の 規定により、都市計画事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規 定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月15日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 都市計画事業の種類及び名称 さいたま都市計画道路事業3・4・135号 岩槻駅西口駅前通り線
- 2 縦覧場所

さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課

さいたま市告示第413号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の 規定により、都市計画事業の事業計画の変更の告示があったので、同法第66条の規定により次のと おり公告する。

令和4年3月15日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 都市計画事業の種類及び名称 さいたま都市計画道路事業 7・4・13号桜木1号線
- 2 施行者の名称 さいたま市
- 3 事務所の所在地 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目地内
 - (2) 使用の部分

なし

さいたま市告示第414号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条2項の規定に公衆の縦覧に供する。

令和4年3月15日

- 1 都市計画事業の種類及び名称 さいたま都市計画道路事業 7・4・13号桜木1号線
- 2 縦覧場所 さいたま市都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所

さいたま市告示第415号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の 規定により、都市計画事業の事業計画の変更の告示があったので、同法第66条の規定により次のと おり公告する。

令和4年3月15日

- 1 都市計画事業の種類及び名称 さいたま都市計画道路事業 7・5・14号桜木2号線
- 2 施行者の名称 さいたま市
- 3 事務所の所在地 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目地内
 - (2) 使用の部分なし

さいたま市告示第416号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条2項の規定に公衆の縦覧に供する。

令和4年3月15日

- 1 都市計画事業の種類及び名称 さいたま都市計画道路事業 7・5・14号桜木2号線
- 2 縦覧場所 さいたま市都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所

さいたま市告示第417号

令和4年3月11日付け埼玉県告示第196号に係るさいたま都市計画公園事業の関係図書の写しの送付があったので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月15日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 変更に係る都市計画事業の種類及び名称 さいたま都市計画公園事業5・4・03号与野中央公園
- 2 縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市公園課

さいたま市告示第418号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模 小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第 5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年3月15日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 クイズゲート浦和

所在地 さいたま市緑区大字中尾字不動谷3720番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 三井住友信託銀行株式会社

代 表 者 代表取締役 大山 一也

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前:三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝

変更後:三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代 表者の氏名

変更前:別表「小売業者一覧表(変更前)」参照

変更後:別表「小売業者一覧表(変更前)」参照

(4) 変更の年月日

ア 令和3年4月1日

イ 別表「小売業者一覧表(変更前)」及び「小売業者一覧表(変更後)」参照

(5) 変更する理由

ア 建物設置者の大業者変更のため

イ 別表「小売業者一覧表(変更前)」及び「小売業者一覧表(変更後)」参照

2 届出年月日

令和4年3月9日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年3月15日から令和4年7月15日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番地4

電話 048 (829) 6179

FAX 048 (829) 6235

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。
 - (1) 意見書の提出期間

令和4年3月15日から令和4年7月15日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944